

いきいき 健やか 安心プラン



すべての世代がふれあい
笑顔があふれるまちをめざして

高齢者福祉宣言

すべての世代がふれあい、笑顔があふれるまちをめざして、私たち釧路市民は、ここに高齢者福祉を宣言します。

- 1 あいさつを交わしあい、あたたかく見守りましょう。
- 1 思いやりの心でふれあい、楽しく暮らしましょう。
- 1 生きがいをもち、自分の夢の実現に努めましょう。
- 1 世代を超えて、豊かな心、安らかな心、助けあいの心をもちましょう。
- 1 高齢者を敬い、いきいきした高齢者社会を喜びあえるようにしましょう。

(平成 11 年 9 月 15 日 第 49 回釧路市敬老大会)

すべての世代がふれあい 笑顔があふれるまちをめざして

介護保険制度が創設されてから20年以上が経過し、高齢期の生活を支える制度として定着する一方で、我が国では、急速に高齢化が進展しており、その中でも、介護・住まい・介護予防・生活支援・医療を包括的に受けることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきました。

今後、生産年齢人口の急減に直面することを見据え、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の深化・推進や「介護人材の確保・介護現場の生産性の向上」、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた「介護サービス基盤の整備」といった視点が重要となっています。

今回策定いたしました「いきいき健やか安心プラン 2024～2026」（第9期高齢者保健福祉計画・釧路市介護保険事業計画）では、国の指針や「釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会」の意見などを受け、「地域包括^{かなめ}ケアシステム」の要となる地域包括支援センターの機能強化や介護予防・認知症施策の更なる推進、「地域包括ケアシステム」を支える介護サービスの基盤整備と人材確保等を基本目標に位置付け、2024年から2026年までの第9期計画期間における施策を進めてまいります。

また、高齢者の方の外出促進等による社会参加の支援や、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう福祉サービスの充実に取り組んでいくとともに、近年多発する災害や感染症への対応力強化など、今後もいきいきと健やかに安心して暮らすことができる体制の構築に、引き続き努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました策定市民委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、すべての世代がふれあい、笑顔があふれるまちをめざして施策を進めてまいりますので、今後とも市民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

2024年3月

釧路市長 蝦名大也

目 次

第1章 計画の策定について

1 計画策定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 計画策定の法的位置付け・・・・・・・・	6
3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4 計画策定の体制・・・・・・・・・・・・・・・・	7

第2章 高齢者等を取りまく現状と課題

1 高齢者人口等の現状と推計・・・・・・・・	10
(1) 高齢者人口等の現状と推計	
(2) 地域別高齢化の状況	
(3) 高齢化の状況から見えた課題	
2 要支援・要介護者等の現状と推計・・・・・・・・	14
(1) 要支援・要介護者の現状と推計	
(2) 認知症高齢者の現状	
(3) 要支援・要介護者等の状況から見えた課題	
3 「介護サービス等ニーズ調査」の結果概要・・・・・・・・	18
(1) 調査の概要	
(2) 調査結果（概要）	
(3) ニーズ調査から見えた課題	

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2 地域包括ケアシステム・・・・・・・・	24
3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	25

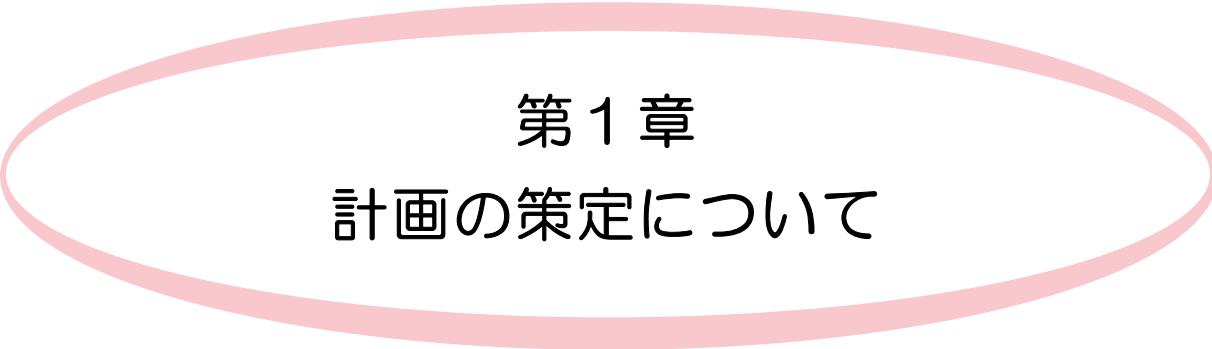
第4章 施策の展開

基本目標1 共に協力し支え合える地域づくり・・・・・・・・	28
1 地域包括支援センターの機能強化	
2 医療と介護の連携の推進	
3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	
4 高齢者を地域で支え合う仕組みづくり	
基本目標2 介護予防の推進・・・・・・・・	38
1 介護予防・生活支援サービスの推進	
2 介護予防ケアマネジメントの推進	
3 一般介護予防事業の推進	
4 保健事業と介護予防の連携	

基本目標3 認知症高齢者支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	45
1 認知症の理解と周知	
2 認知症の人の社会参加、意思決定支援	
3 若年性認知症の人への支援	
4 認知症の早期発見	
5 予防事業の充実	
6 相談体制の整備	
7 家族等(ケアラー)への支援	
8 行方不明高齢者等への支援	
9 支援のネットワーク化	
基本目標4 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	49
1 高齢者虐待への対応	
2 成年後見制度の推進	
3 消費者被害の防止	
基本目標5 在宅福祉の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	51
1 高齢者在宅福祉サービスの推進	
2 高齢者向け住まいの確保	
3 高齢者関連施策の推進	
基本目標6 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進・・・・・・・・	56
1 老人クラブ活動の支援	
2 高齢者外出促進バス事業の推進	
3 老人福祉センターの設置・運営	
4 いきいきフェスタの開催	
5 生涯学習の機会等の提供	
6 就業機会の確保	
7 敬老・慶祝行事	
基本目標7 介護サービスの基盤整備と人材確保・・・・・・・・	60
1 介護サービス基盤の整備とサービス量の見込み	
2 介護人材の確保	
基本目標8 災害・感染症対策に係る体制整備・・・・・・・・	76
1 災害に対する備え	
2 感染症に対する備え	
第5章 事業費等の見込みと介護保険料	
1 介護サービスに係る事業費と費用負担の見込み・・・・・・・・	80
2 第9期介護保険料・・・・・・・・・・・・・・・・	81

3	第1号被保険者の所得段階別保険料・・・・・・・・・・・・・・・・	82
4	第1号被保険者保険料の徴収猶予と減免について・・・・・・・・	83
第6章 負担軽減の取り組み		
1	介護サービス利用料における負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	(1) 利用者負担割合の変更	
	(2) 高額介護（介護予防）サービス費	
	(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費	
	(4) 社会福祉法人等利用者負担軽減	
	(5) 民間事業所等利用者負担軽減	
	(6) 特定入所者介護サービス費	
	(7) 生活支援短期入所事業	
	(8) 遠隔地における介護サービスの負担の軽減	
第7章 計画推進のための取り組み		
1	計画の総合的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
	(1) 市民参加と協働	
	(2) 広報等の充実	
	(3) 関係機関等との連携	
2	適正な制度の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
	(1) 地域密着型サービス事業者等の指定、指導・監督	
	(2) 介護給付等の適正化事業	
	(3) 福祉・介護サービスの質の向上	
	(4) 公正な要支援・要介護認定	
	(5) 障害福祉サービスとの適切な連携	
3	計画の進行管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
【参考資料編】		
	第1号被保険者保険料について・・・・・・・・・・・・・・・・	99
	釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定市民委員会委員名簿・・・	100
	釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定市民委員会開催状況・・・	101
	釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画説明会開催状況・・・・・・・・	102
	第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書・・・	103

※年号は西暦表記にしています。



第1章

計画の策定について

第1章 計画の策定について

1 計画策定の概要

２０００年度に創設された介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきたところであり、本市では、第８期計画期間において、いわゆる「団塊の世代」が７５歳以上となる２０２５年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療や介護、予防、生活支援サービス等の多様な支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の推進のため、自立支援や介護予防・重度化防止の推進、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の体制整備や、介護需要に応じた介護人材の確保等を重点的な取組事項に据えながら、高齢者保健福祉施策と介護保険制度の円滑な実施に努めてきました。

今回策定した「第９期 釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（いきいき健やか安心プラン２０２４～２０２６）」では、医療・介護ニーズが高まる８５歳以上の高齢者の増加や、生産年齢人口の減少に伴う社会構造の変化を見据えて、地域における支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進のため、自立支援や介護予防・重度化防止、認知症施策等の一層の推進や、在宅医療・介護連携の体制の整備を図るとともに、「地域包括ケアシステム」を支える介護サービス提供基盤の整備、高齢者の社会参加の推進等を基本目標に据えながら、高齢者保健福祉施策と介護保険制度を一体的に実施することにより、『だれもが生きがいを持ち、健やかに、安心して暮らし、社会のかけがえのない担い手として大切にされる社会の実現』を目指すこととしています。

2 計画策定の法的位置付け

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定し、釧路市地域福祉計画や釧路市障がい者福祉計画など、各種法令の規定に基づく要介護者や障がい者等の保健、医療又は福祉に関する計画との調和を図っています。

また、まちづくりの基本的方向性を定める「釧路市まちづくり基本構想」との整合性を図っています。

なお、計画の法的な位置付けは、次のとおりです。

- (1) 高齢者保健福祉計画 老人福祉法 第20条の8
- (2) 介護保険事業計画 介護保険法 第117条

3 計画期間

本計画は、2024年度から2026年度までの3年間を計画期間とします。

【本計画と関連計画の計画期間】

2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
まちづくり基本構想 2018～2027							(次期)まちづくり 基本構想	
第3期地域福祉計画 2018～2027							第4期 地域福祉計画	
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画								
第8期計画 2021～2023			第9期計画 2024～2026			第10期計画 2027～2029		
第4次障がい者福祉計画 2018～2027							第5次 障がい者福祉計画	
第6期障がい福祉計画 2021～2023			第7期障がい福祉計画 2024～2026			第8期障がい福祉計画 2027～2029		
第2期障がい児福祉計画 2021～2023			第3期障がい児福祉計画 2024～2026			第4期障がい児福祉計画 2027～2029		

4 計画策定の体制

計画策定にあたり、広く市民からの意見、要望等を求めて、計画に反映させるため、学識経験者、保健・医療・福祉の各分野の方々に市民公募委員を加えた26名の委員で構成する、「釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会」を設置しています。

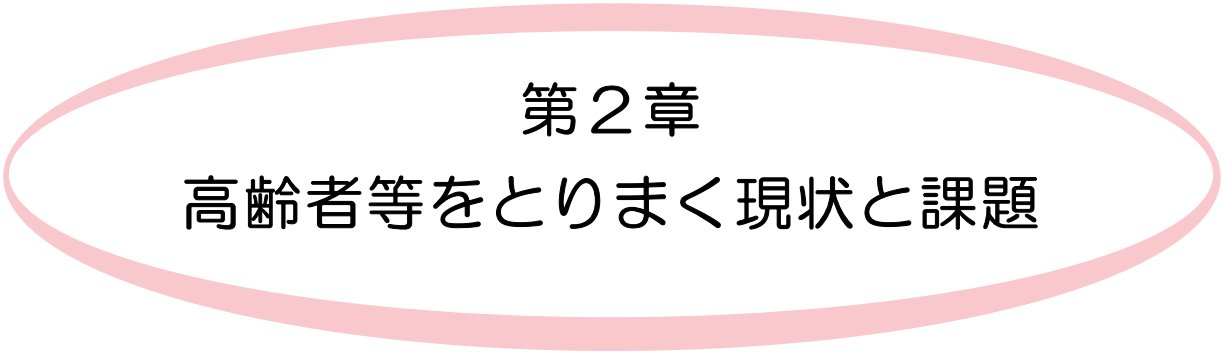
策定市民委員会では、各委員より保健・医療・福祉など、様々な視点から、

第1章 計画の策定について

高齢者福祉施策や介護保険事業に関して、市の現状や今後の高齢者の動向・課題など、多くの意見をいただき、これらを取りまとめた本計画に対する策定市民委員会の意見書が2023年11月10日に蝦名市長に手交されました。

また、計画策定の基礎資料とするため、高齢者の方々の介護サービスや高齢福祉サービスに対する意向を把握することを目的とした「介護サービス等ニーズ調査」や、サービス提供事業者に対する今後の供給量に関する意向調査、介護事業所における職員動向の調査など、各種調査を実施しました。

なお、計画の策定にあたっては、住宅、生涯学習、就労対策等の関連分野と調整を図るとともに、北海道、近隣町村、民間事業者等との連携にも努めています。



第2章

高齢者等を取りまく現状と課題

第2章 高齢者等を取りまく現状と課題

1 高齢者人口等の現状と推計

(1) 高齢者人口等の現状と推計

計画期間内の高齢者人口等は、2019年から2023年の各9月末日の住民基本台帳人口を基に推計を行い、2030年及び2040年は、（一社）北海道総合研究調査会における将来推計に基づいています。

65歳以上の高齢者人口は、2020年をピークに減少に転じている一方で、75歳以上の人口は2030年ごろまで、85歳以上の人口は2040年ごろまで増加する見込みとなっています。

また、高齢化率と後期高齢化率は総人口の減少に伴い、引き続き上昇する見込みとなっています。

なお、介護保険制度においては、介護保険施設に入所する住所地特例対象者（住所地とは異なる市町村の介護保険施設に入所している方）等を考慮する必要性があり、過去の状況を加味して、高齢者人口等の推計を行いました。

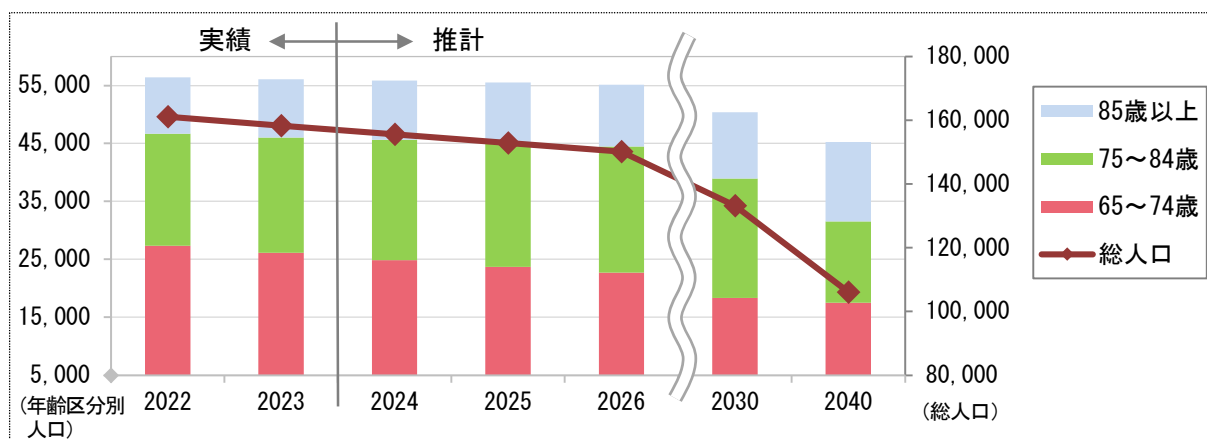
【高齢者人口等の現状と推計】

(人)

区 分	実 績		推 計				
	2022	2023	2024	2025	2026	2030	2040
総 人 口	161,147	158,287	155,619	152,903	150,153	133,134	106,088
65 歳 以 上	56,410	56,092	55,832	55,539	55,118	50,393	45,229
65～74 歳	27,319	26,143	24,848	23,726	22,686	18,348	17,503
75～84 歳	19,342	19,881	20,780	21,415	21,783	20,618	14,030
85 歳 以 上	9,749	10,068	10,204	10,398	10,649	11,427	13,696

※2022年、2023年は9月末日における実績値、2024年以降は推計値

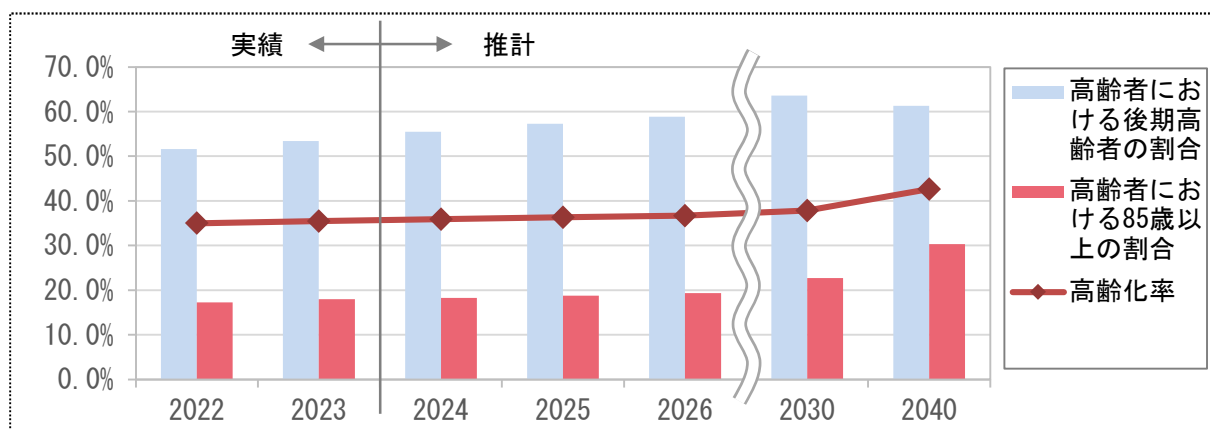
※65歳以上人口は、住所地特例対象者等を加味した介護保険の被保険者数



【高齢化率の現状と推計】

区 分	実 績		推 計				
	2022	2023	2024	2025	2026	2030	2040
高齢化率	35.0%	35.4%	35.9%	36.3%	36.7%	37.9%	42.6%
後期高齢化率 (75歳以上)	18.1%	18.9%	19.9%	20.8%	21.6%	24.1%	26.1%
高齢者における 後期高齢者の割合	51.6%	53.4%	55.5%	57.3%	58.8%	63.6%	61.3%
85歳以上人口割合	6.0%	6.4%	6.6%	6.8%	7.1%	8.6%	12.9%
高齢者における 85歳以上の割合	17.3%	17.9%	18.3%	18.7%	19.3%	22.7%	30.3%

※高齢者人口等の推計に基づく高齢化率等の推計であり、2022年、2023年は9月末日における実績値、2024年以降は推計値



【高齢者世帯の状況】

(世帯)

区 分	2000	2005	2010	2015	2020
総世帯数	83,845	82,079	81,015	82,078	80,349
65歳以上の 世帯員がいる一般世帯数	23,978	27,555	30,468	34,646	36,261
総世帯数に占める割合	28.6%	33.6%	37.6%	42.2%	45.1%
65歳以上の 高齢単身世帯数	6,131	7,597	9,330	11,926	13,290
総世帯数に占める割合	7.3%	9.3%	11.5%	14.5%	16.5%
夫婦ともに65歳以上の 高齢夫婦世帯数	5,725	7,126	8,323	9,702	10,398
総世帯数に占める割合	6.8%	8.7%	10.3%	11.8%	12.9%
夫婦ともに75歳以上の 高齢夫婦世帯数	1,029	1,625	2,510	3,236	3,781
総世帯数に占める割合	1.2%	2.0%	3.1%	3.9%	4.7%

※国勢調査に基づく世帯数（2005年度以前は旧3市町合計）

(2) 地域別高齢化の状況

地域別の65歳以上及び75歳以上の高齢者人口は、西部地区が最も多く、続いて東部地区北部、中部地区北部の順となっています。一方で、85歳以上では、東部地区北部が最も多く、続いて西部地区、東部地区南部の順となっています。

また、人口に占める65歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率では、東部地区南部が44.8%と最も高く、続いて阿寒地区44.3%、音別地区42.5%となっており、75歳以上及び85歳以上についても、上記の3地区の割合が高くなっています。

【地域別人口及び高齢化状況】

(人)

区 分	釧路地区					阿寒地区	音別地区	計
	西部地区	中部地区北部	中部地区南部	東部地区北部	東部地区南部			
総人口	45,233	33,887	22,786	30,809	19,962	4,076	1,534	158,287
うち65歳以上	13,922	10,806	8,106	11,961	8,933	1,807	652	56,187
人口に占める割合	30.8%	31.9%	35.6%	38.8%	44.8%	44.3%	42.5%	35.5%
うち75歳以上	7,237	5,380	4,358	6,532	5,102	1,018	345	29,972
人口に占める割合	16.0%	15.9%	19.1%	21.2%	25.6%	25.0%	22.5%	18.9%
うち85歳以上	2,225	1,636	1,562	2,328	1,788	364	155	10,058
人口に占める割合	4.9%	4.8%	6.9%	7.6%	9.0%	8.9%	10.1%	6.4%

※2023年9月末日 住民基本台帳人口

【地域別人口構成割合】

区 分	釧路地区					阿寒地区	音別地区
	西部地区	中部地区北部	中部地区南部	東部地区北部	東部地区南部		
総人口	28.6%	21.4%	14.4%	19.4%	12.6%	2.6%	1.0%
65歳以上	24.8%	19.2%	14.4%	21.3%	15.9%	3.2%	1.2%
75歳以上	24.1%	18.0%	14.5%	21.8%	17.0%	3.4%	1.2%
85歳以上	22.1%	16.3%	15.5%	23.2%	17.8%	3.6%	1.5%

※2023年9月末日 住民基本台帳人口

※割合(%)の合計は、端数処理の関係上、100%とならない場合があります。

(3) 高齢化の状況から見た課題

後期高齢者人口は2030年ごろまで、85歳以上の人口は2040年ごろまで緩やかに増加する一方、15歳から64歳までの生産年齢人口は急減することが予測されており、高齢者を支える担い手の確保は年々厳しくなっていくことが見込まれます。

このような高齢化のいっそうの進展のなかで、高齢者が住み慣れた居宅・地域で、今後も生活を営むことができるように、高齢者の積極的な社会参加や介護予防等を推進し、高齢者ご本人の心身機能の維持・向上を図るとともに、高齢化の状況も踏まえた中長期的な視点に立ったサービス提供基盤の整備が求められています。

また、単身高齢者世帯が増加していることから、高齢者の見守りなどの施策や住まいの充実が求められています。

2 要支援・要介護者等の現状と推計

(1) 要支援・要介護者の現状と推計

要支援・要介護者は、2000年の介護保険制度のスタート以来、制度の普及と高齢化の進展に伴って増加を続けており、2023年9月には12,979人となり、第8期計画の開始前の2020年9月時点の12,324人に比べて、5.3%の増加となっています。

第9期計画期間においても、要支援・要介護者となる割合が高い後期高齢者人口の増加に伴い、引き続き増加していくことが見込まれます。

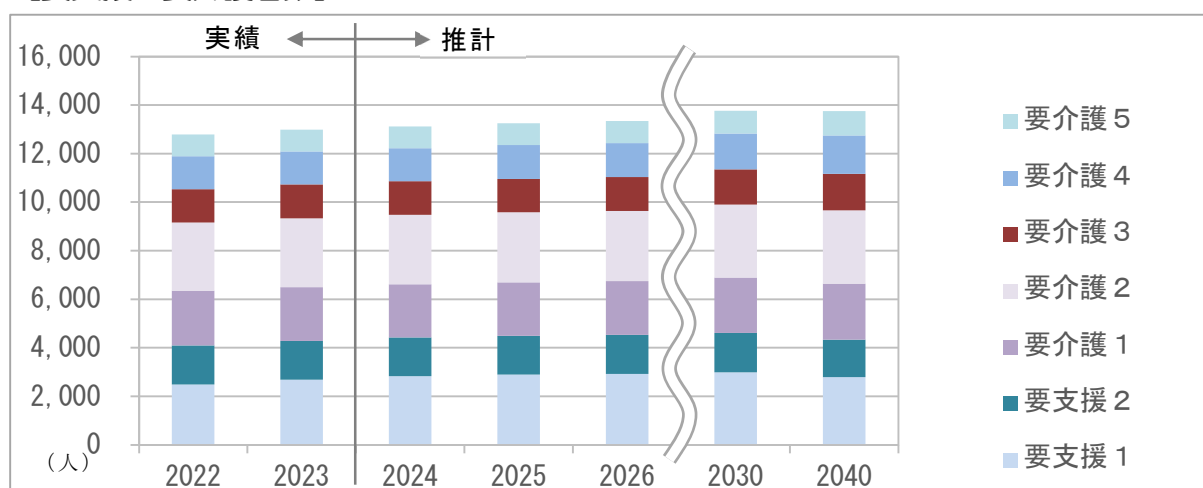
【要支援・要介護者数の介護度別推移】 (人)

区 分		実 績		推 計				
		2022	2023	2024	2025	2026	2030	2040
①第1号被保険者		56,410	56,092	55,832	55,339	55,118	50,393	45,229
②要支援・要介護者		12,789	12,979	13,111	13,243	13,337	13,765	13,744
要支援・要介護者の割合(②/①)		22.7%	23.1%	23.5%	23.9%	24.2%	27.3%	30.4%
介 護 度 別 内 訳	要支援1	2,488	2,681	2,829	2,890	2,916	2,982	2,785
	要支援2	1,605	1,596	1,597	1,596	1,619	1,627	1,546
	③要支援者	4,093	4,277	4,426	4,486	4,535	4,609	4,331
	要支援者の割合(③/①)	7.3%	7.6%	7.9%	8.1%	8.2%	9.1%	9.6%
	要介護1	2,256	2,223	2,188	2,204	2,215	2,286	2,305
	要介護2	2,806	2,833	2,856	2,886	2,889	3,007	3,026
	要介護3	1,376	1,397	1,384	1,381	1,391	1,443	1,506
	要介護4	1,353	1,353	1,370	1,391	1,404	1,478	1,582
	要介護5	905	896	887	895	903	942	994
	④要介護者	8,696	8,702	8,685	8,757	8,802	9,156	9,413
要介護者の割合(④/①)		15.4%	15.5%	15.6%	15.8%	16.0%	18.2%	20.8%

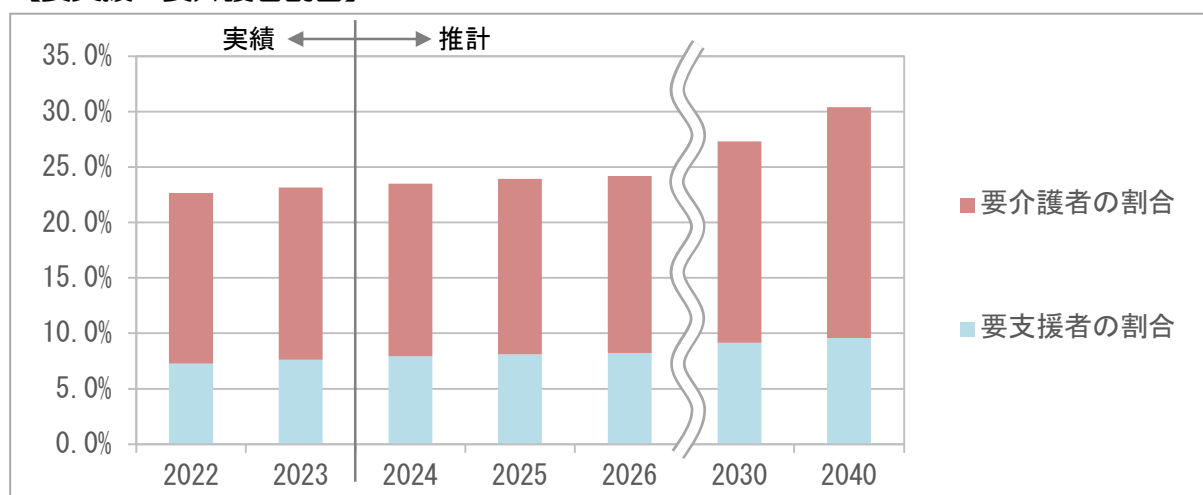
※2022年、2023年は各年9月末日における実績値、2024年以降は推計値

※要支援・要介護者には第2号被保険者を含む

【要支援・要介護者数】



【要支援・要介護者割合】



【要支援・要介護者の年齢区分別の状況】 (人)

区 分	人 口	要支援・ 要介護者数	人口に占める 要支援・要介護者数の割合
計	56,092	12,762	22.8%
65～74 歳	26,143	1,556	6.0%
75～84 歳	19,881	4,655	23.4%
85 歳 以上	10,068	6,551	65.1%

※2023 年 9 月末日における実績値

※要支援・要介護者数は第2号被保険者（217人）を除く

(2) 認知症高齢者の現状

要支援・要介護者のうち、認知症の目安とされる認知症高齢者自立度Ⅱ以上の人数については、2022年まで減少傾向でしたが、2023年9月時点では7,004人と、前年より増加しています。

要支援・要介護者に占める割合は、要支援・要介護者数の増に伴い、減少しています。

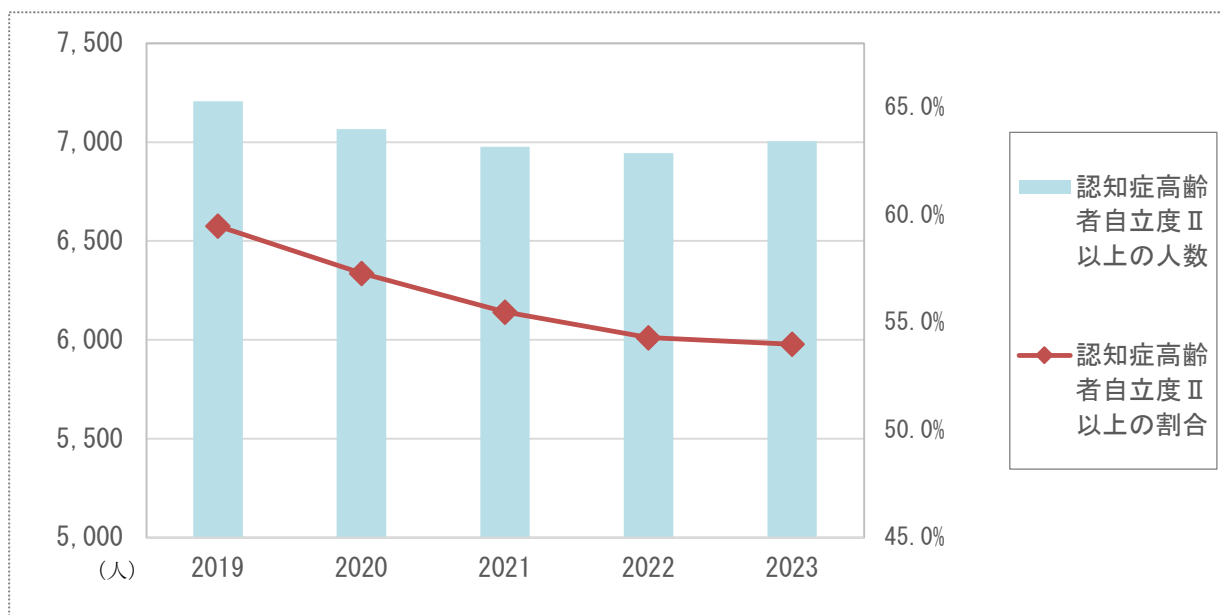
今後、後期高齢者人口の増に伴い、増加していくことが見込まれます。

【認知症高齢者自立度Ⅱ以上の状況】

(人)

区 分	2019	2020	2021	2022	2023
①要支援・要介護者	12,120	12,324	12,568	12,789	12,979
②認知症高齢者自立度Ⅱ以上の人数	7,206	7,065	6,977	6,944	7,004
認知症高齢者自立度Ⅱ以上の人数の割合 (②/①)	59.5%	57.3%	55.5%	54.3%	54.0%

※各年9月末日



(3) 要支援・要介護者等の状況から見た課題

医療・介護ニーズの高い85歳以上の方が要支援・要介護者となる割合は、他の年齢区分と比べて著しく高く、将来にわたる85歳以上人口の増加見込みを踏まえると、介護サービスの需要は、今後も増えていくことが見込まれるとともに、高齢化の進展に伴う認知症高齢者数の増加も予測されます。

このことから、介護サービスを必要とされる方が、必要に応じてサービスを受けることができるよう、サービス提供基盤の整備を進めるとともに、介護を提供する人材の確保が求められています。

また、認知症の人が、地域で安心して生活ができるよう、認知症の正しい知識と理解の普及・啓発の実施など、認知症施策のさらなる推進が求められています。

さらには、第8期計画の推計と比較すると、要支援・要介護者の割合が低くなっていることから、引き続き介護予防・重度化防止を推進することが重要です。（2023年計画値 23.9% 実績値 23.1%）

3 「介護サービス等ニーズ調査」の結果概要

第9期計画の策定にあたり、介護サービス等の需要等を把握するため、「介護サービス等ニーズ調査」を実施しました。

(1) 調査の概要

調査期間	2022年12月26日～2023年2月15日
調査対象者数	3,000人 ※65歳以上の方の中から下記の区分ごとに無作為抽出 ① 要介護認定者 1,000人 ② 要支援認定者等 1,000人 (総合事業の対象となる方) ③ 一般高齢者 1,000人 (上記以外の方)
回答者数	1,387人 (回答率 46.2%)

(2) 調査結果 (概要)

主な項目の調査結果は以下のとおりです。

複数の回答項目がある場合は、回答率上位を記載しています。

※ () 内は前回調査時 (2019年度) の回答状況

① 要介護認定者に対する調査結果

問. 施設等への入所申込状況	①「申込していない、申込予定なし」43.4% (39.6%) ②「既に申込済み」「近いうちに申込むつもり」14.3% (16.9%)
問. 介護保険サービスのうち、特に不足しているサービス	①「特にない」25.6% (20.1%) ②「特養、グループホーム、有料老人ホーム等の居住施設」14.5% (14.6%) ③「自宅で利用するリハビリテーション」12.9% (10.8%)
問. 家族が介護をする上で困っていること	①「精神的に疲れる」32.8% (33.3%) ②「肉体的に疲れる」23.1% (24.8%) ③「特にない」15.8% (15.0%)
問. 家族が希望する、高齢者本人の今後の生活の場	①「自宅で介護保険サービスを利用」33.9% (34.3%) ②「特養、グループホーム、有料老人ホーム等の居住施設」19.7% (15.0%) ③「病院への入院」4.3% (2.5%)

② 要支援認定者等に対する調査結果

問. 訪問型、通所型サービスの利用状況			
27.4%の方がサービスを利用 (34.4%)			
問. 訪問型、通所型サービスの利用効果			
①「自宅での生活を続けていける」47.7% (50.7%)			
②「心身機能向上、悪化防止につながる」43.9% (46.3%)			
③「話し相手や相談相手ができる」40.9% (47.3%)			
問. おたっしゃサービス、短期集中予防サービスの利用希望			
おたっしゃサービスは 21.3%、短期集中予防サービスは 18.0%の方が「ぜひ参加したい」あるいは「機会があれば参加したい」と回答 (24.0%、22.4%)			
問. 高齢者外出促進バス（おでバス）の利用状況と満足度			
回答	利用状況	満足・ほぼ満足	不満・やや不満
	26.3%の方が利用 (23.2%)	82.7% (79.6%)	4.7% (5.1%)

③ 一般高齢者に対する調査結果

問. 介護予防への関心の有無			
①「関心がある」69.1% (73.2%)			
②「関心がない」24.2% (19.1%)			
問. 介護予防について知りたいこと			
①「認知症の予防」43.2% (40.7%)			
②「膝痛・腰痛対策」33.3% (26.6%)			
③「生活習慣病にならない工夫」31.3% (31.1%)			
問. 高齢者外出促進バス（おでバス）の利用状況と満足度			
回答	利用状況	満足・ほぼ満足	不満・やや不満
	15.8%の方が利用 (13.9%)	83.6% (82.4%)	2.8% (2.7%)
問. 現在、生きがいを感じていること			
①「趣味」44.9% (47.7%)			
②「家族との団らん」40.0% (41.8%)			
③「友人や近隣との付き合い」31.1% (31.9%)			

第2章 高齢者等を取りまく現状と課題

問. ボランティア参加希望内容

- ①「施設入所者との交流等」17.9% (18.9%)
- ②「ふれあいサロン等の手伝い」12.7% (13.1%)
- ③「行事等の企画・運営」6.5% (6.8%)

問. 自宅での生活を続けていくために必要なサービス等

- ①「緊急で入れる施設・病院」58.7% (57.4%)
- ②「自宅で利用できるホームヘルパー等」44.5% (46.0%)
- ③「在宅医療サービス」27.0% (25.5%)

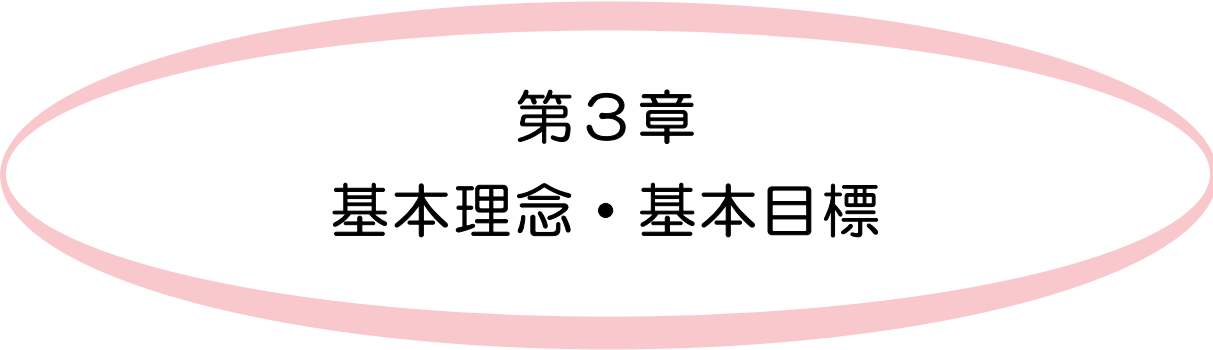
(3) ニーズ調査から見えた課題

ニーズ調査から、要介護の状態となっても、引き続き自宅で生活を継続されることを希望するご家族の方が多いものの、家族介護は身体的・精神的にも介護者の負担が大きいと感じている方が多いことがわかりました。

また、高齢者外出促進バス（おでパス）を利用されている方の満足度が高いことや、介護予防に関心が高い高齢者が多いこと、ボランティアにも参加希望があることがわかりました。

このようなことから、在宅での生活継続をサポートする在宅福祉の推進が求められるとともに、介護予防等に関する知識や理解の普及・啓発による、介護予防・重度化防止の推進が求められています。

また、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域の担い手として活躍することにより、社会を支える一員として、社会参加を促進することが重要となっています。



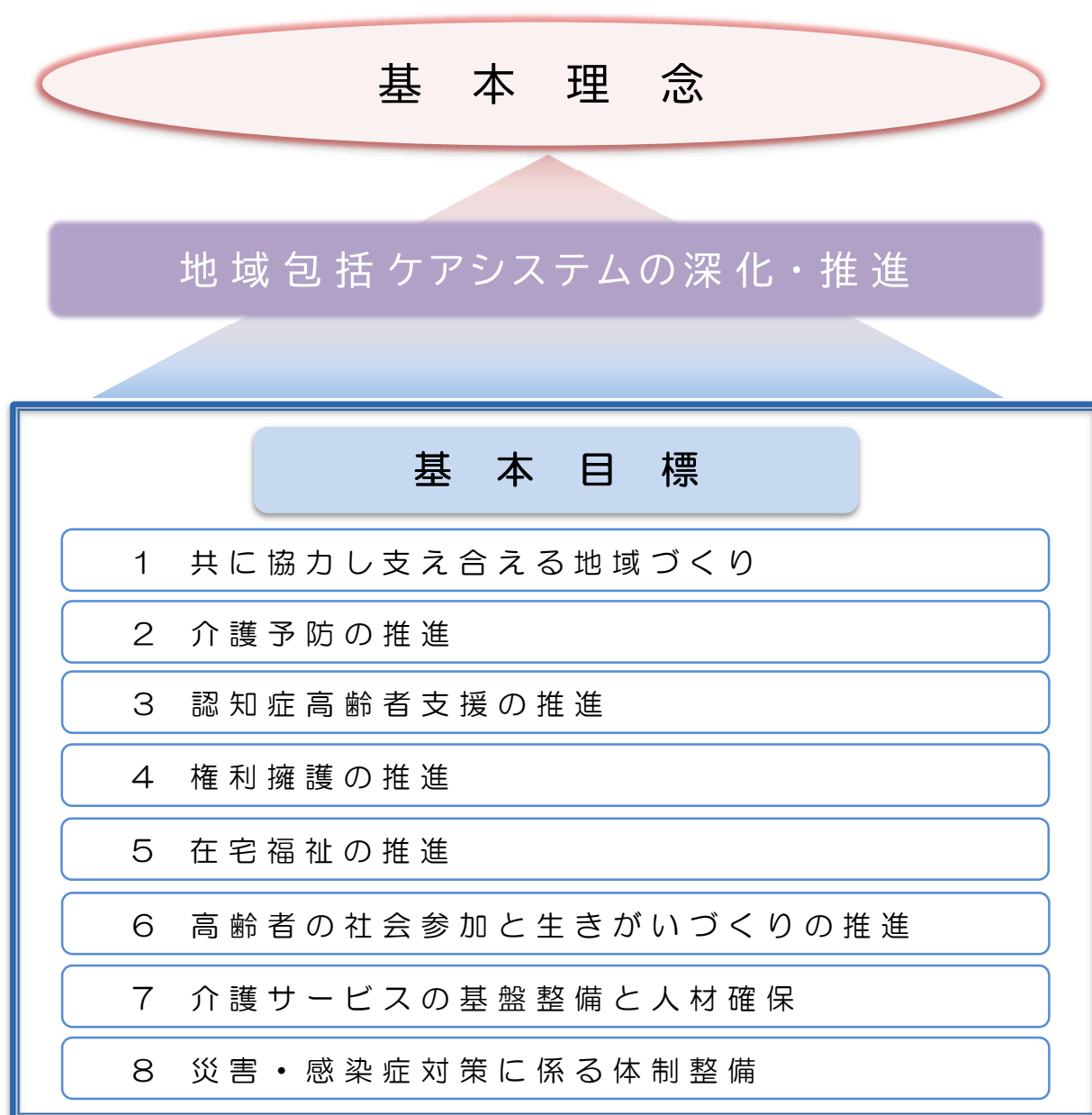
第3章

基本理念・基本目標

第3章 基本理念・基本目標

超高齢社会を迎えた中、誰もが生きがいを持ち、いきいきと、健やかに、安心して暮らし、社会のかけがえのない担い手として大切にされる社会を築くことはすべての市民の願いです。

この社会の実現のため、行政や地域関係団体、各種サービス事業者等がそれぞれの役割を分担し、協働しながら施策の推進を図るための「基本理念」を定め、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向け取り組むための「基本目標」を設定します。



1 基本理念

みんなが「いきいき」と暮らせるまち

- 老後を楽しく、生きがいをもって、充実して暮らせるまちとすることが、「住みよいまち」「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」づくりにつながります。
- このため、高齢者がスポーツや趣味活動などを楽しみ、社会の一員として活躍し、高齢者同士やほかの世代とも交流しながら、いきいきと暮らせるようなまちづくりを進めていきます。
- このまちで、高齢者が尊厳をもって豊かな生活ができるように、介護サービスについても質の向上に努めていきます。

みんなが「健やか」に暮らせるまち

- 可能な限り健康で、元気に暮らすことのできる社会を築くことは、すべての市民の願いです。
- このため、市民一人ひとりの健康づくりを促していくとともに、寝たきりや認知症の予防など、介護予防のための事業を進めていきます。
- また、介護サービスについても、高齢者などが、その有する能力をできる限り発揮し、自立した日常生活を送ることができるよう、要介護状態の軽減や悪化の防止、又は要介護状態になることの予防に資するように努めていきます。

みんなが「安心」して暮らせるまち

- 市民が、高齢などにより介護が必要な状態になられたとしても、可能な限り住み慣れた居宅で生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉の各種サービスを包括的・継続的に提供する体制の整備を進めていきます。
- また、必要な介護保険施設や地域密着型サービス事業所の整備を図るなど、計画的な介護サービスの基盤整備を進めていきます。
- 生活に不安を抱える高齢者などが安心して暮らせるよう、生活支援などの施策や、高齢者に相応しい住まいの整備促進に努めるなど、安心して暮らせるまちづくりを総合的に進めていきます。

みんなで育て みんなで支え合うまち

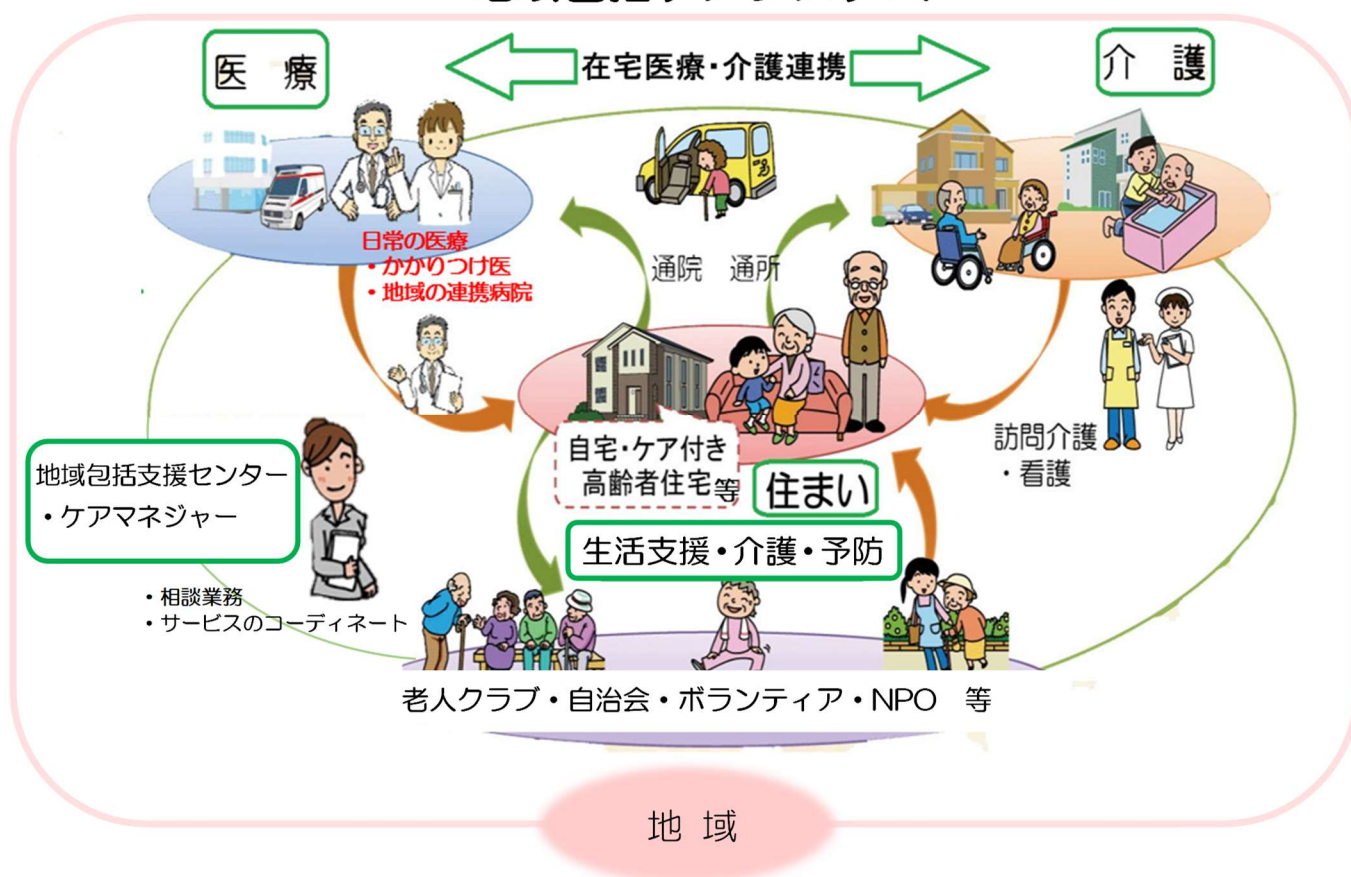
- 市民みんなで介護を支えていくとの共同連帯の理念に基づき、多様な主体の参加により介護保険事業を進めていきます。
- また、地域での支え合い活動やボランティア活動などを促進し、互いに助け合い、協力し合う、心の通う地域づくりを推進していきます。
- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の点検、見直しについては、市民の参加により進めていきます。

2 地域包括ケアシステム

これまで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を切れ目なく一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んできました。

第9期計画期間においては、基本目標ごとの個別施策を通して、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していきます。

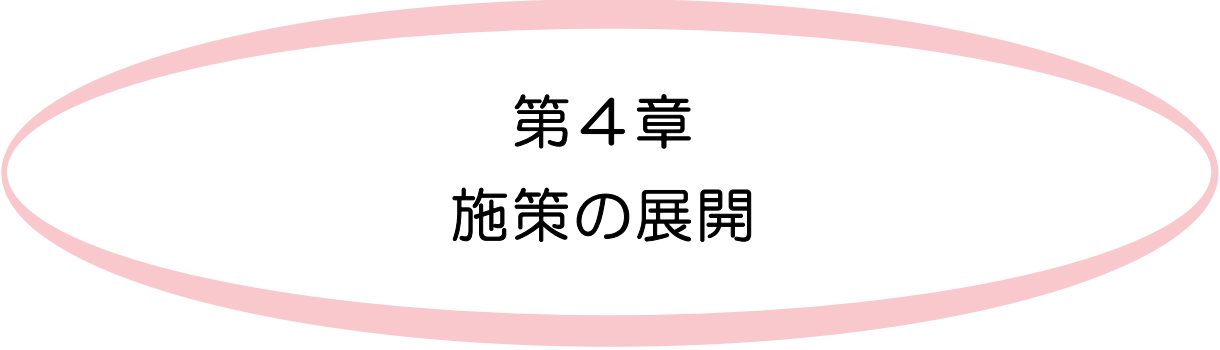
地域包括ケアシステム



3 施策の体系

基本理念の実現に向け、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るため、基本目標ごとに個別施策を設定します。





第4章 施策の展開

基本目標1 共に協力し支え合える地域づくり

- 高齢者やその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、地域の課題を把握し、必要な支援に努めます。
- 介護や支援が必要になっても、各地域の医療・介護・生活支援サービスや、関係団体等の連携によるサービス提供体制を構築するなど、地域全体で共に協力し、高齢者を支え合う地域づくりを目指します。

個別施策

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 医療と介護の連携の推進
- 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 4 高齢者を地域で支え合う仕組みづくり

1 地域包括支援センターの機能強化

地域の高齢者を支える中核機関として、高齢者の介護予防・自立支援等や地域課題の解決に向けて取り組むため、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

(1) 地域包括支援センターの設置

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しており、自治体はその体制の整備に努めるものとなっています。

① 地域包括支援センターの役割

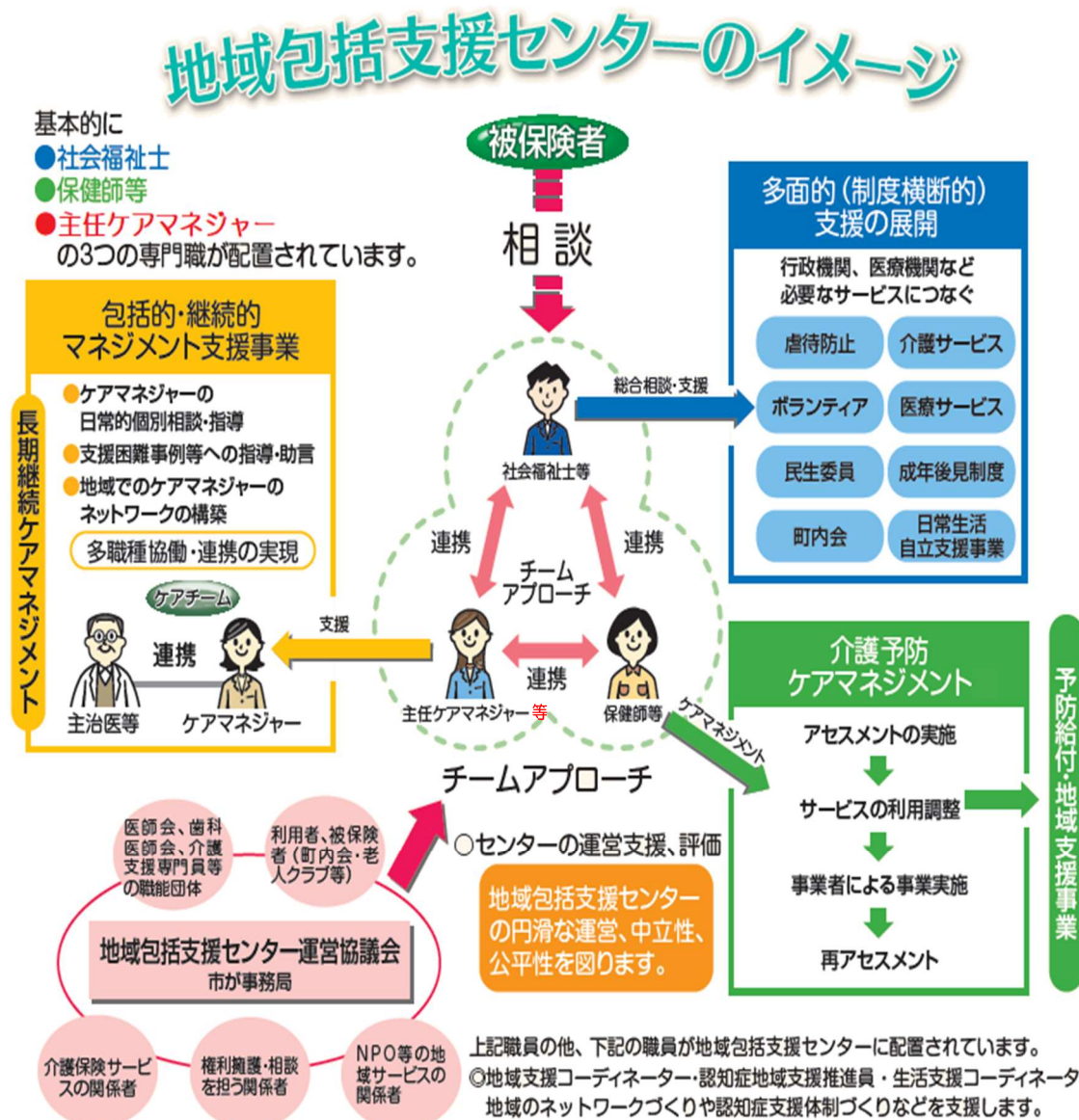
地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスをはじめ、保健・福祉・医療・健康など、生活に関わる様々な相談に応じています。

また、高齢者の生活を総合的に支えるため、地域の高齢者の実態把握や総合

相談支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行うとともに、地域ケアのあり方や課題を検討する地域ケア会議の開催、高齢者虐待の防止を含めた高齢者の権利擁護、支援を要する高齢者の早期発見・見守り等の包括的な支援ネットワークづくりをはじめ、高齢者の心身の機能低下を防ぐための介護予防を推進する拠点としての役割を担っています。

さらに、要支援1・要支援2と認定された方の介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）を作成する指定介護予防支援事業所としても指定されています。

これらの役割を十分に果たすため、地域包括支援センターの体制強化に努めます。



② 運営形態

地域包括支援センターの設置・運営者は、市及び市から包括的支援事業を委託された法人です。

地域包括支援センターには、専門職や事務職等が配置され、それぞれの専門性を生かし連携を取りながら、チームで高齢者の生活を支え、地域での生活に安心を提供しています。

また、各地域包括支援センターには地域支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターが配置されており、地域のネットワークや生活支援、認知症支援体制づくり等を支援しています。

地域包括支援センターの運営にあたっては、職能団体や介護保険被保険者、サービス利用者、権利擁護・相談事業等を担う関係者、学識経験者等による「釧路市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、円滑な運営及び中立性・公正性を確保しています。また、国や市が実施する地域包括支援センターの自己評価や市の事業評価を通じて、地域包括支援センターの事業の質の向上に努めます。

(2) 日常生活圏域の設定と地域包括支援センターの設置状況

現在の日常生活圏域は、釧路地区では、様々な計画の単位として使われる釧路川と新釧路川によって分けられる3つの地区（西部・中部・東部）を基本とし、地域の高齢化等の状況を踏まえ、中部地区と東部地区を、さらに2つの地区に分け、5つの日常生活圏域を設定しています。

阿寒地区・音別地区はそれぞれ1つの日常生活圏域とし、市全体で7つの日常生活圏域を設定しています。

これらの7つの日常生活圏域ごとに、地域包括支援センターを1か所ずつ設置しています。

【日常生活圏域と地域包括支援センターの設置状況】

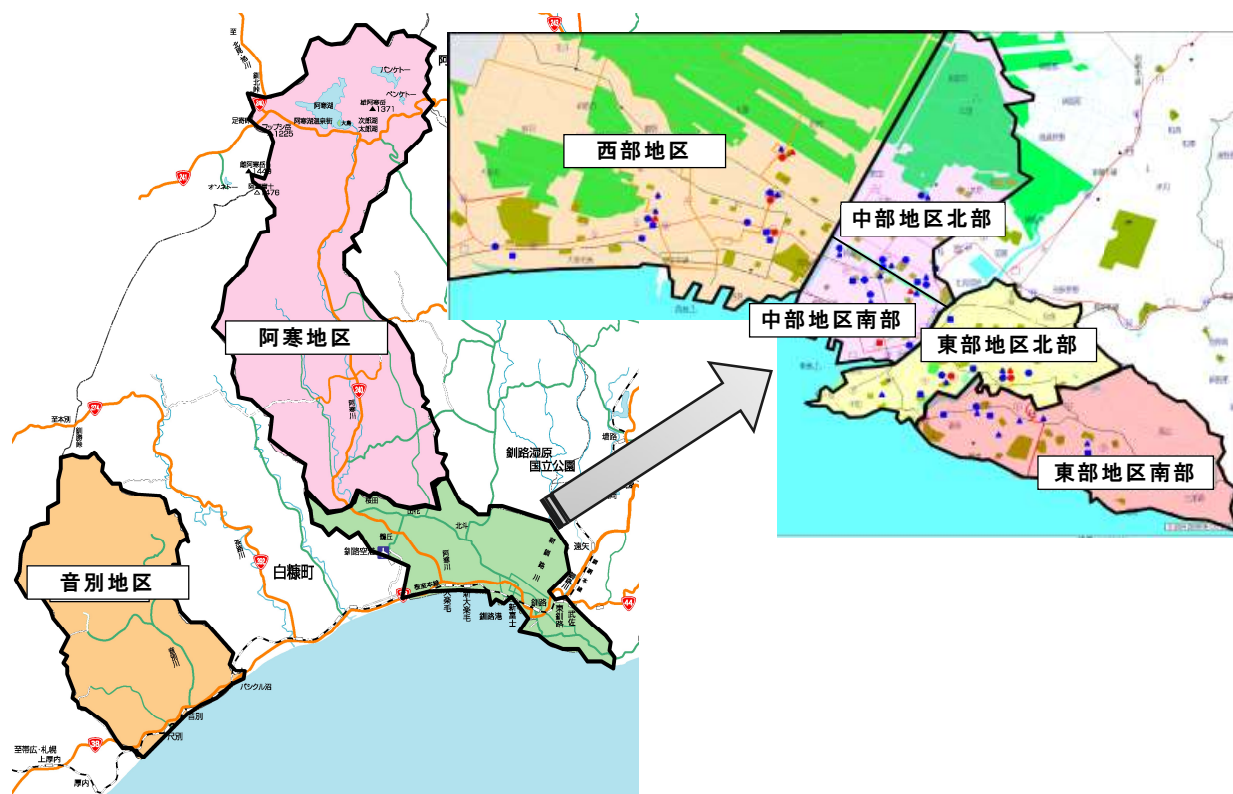
(人)

区 分	西部地区	中部地区 北部	中部地区 南部	東部地区 北部	東部地区 南部	阿寒地区	音別地区
面 積	159.2 km ²	17.8 km ²	7.0 km ²	13.5 km ²	18.6 km ²	739.37 km ²	401.40 km ²
人 口	45,233	33,887	22,786	30,809	19,962	4,076	1,534
高齢者人口	13,922	10,806	8,106	11,961	8,933	1,807	652
高齢化率	30.8%	31.9%	35.6%	38.8%	44.8%	44.3%	42.5%
要支援・ 要介護者	2,882	2,219	2,204	2,762	2,131	423	142
設 置 数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
運営形態	委 託					直 営	

※人口、高齢者人口は、2023 年 9 月末日における住民基本台帳人口

※要支援・要介護者は、2023 年 9 月末日における第 2 号被保険者を含み、住所地
特例対象者を除く

【日常生活圏域図】



(3) 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けていくことができるよう、どのような支援が必要かを総合的に把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

介護離職の防止など、介護に取り組む家族等に対する相談支援体制の強化に努めるとともに、民生委員・町内会・老人クラブ等の関係機関とのネットワークの構築や地域の高齢者の実態把握を進めます。

また、地域包括支援センターが適切に業務を遂行するための体制の整備について取り組みます。

(4) 地域ケア会議

医療・介護・福祉・司法等の多職種及び民生委員や町内会等の市民団体等の地域の関係者が協働して高齢者個人に対する支援の充実や地域課題の解決に向けた検討を行う「地域ケア会議」を開催します。

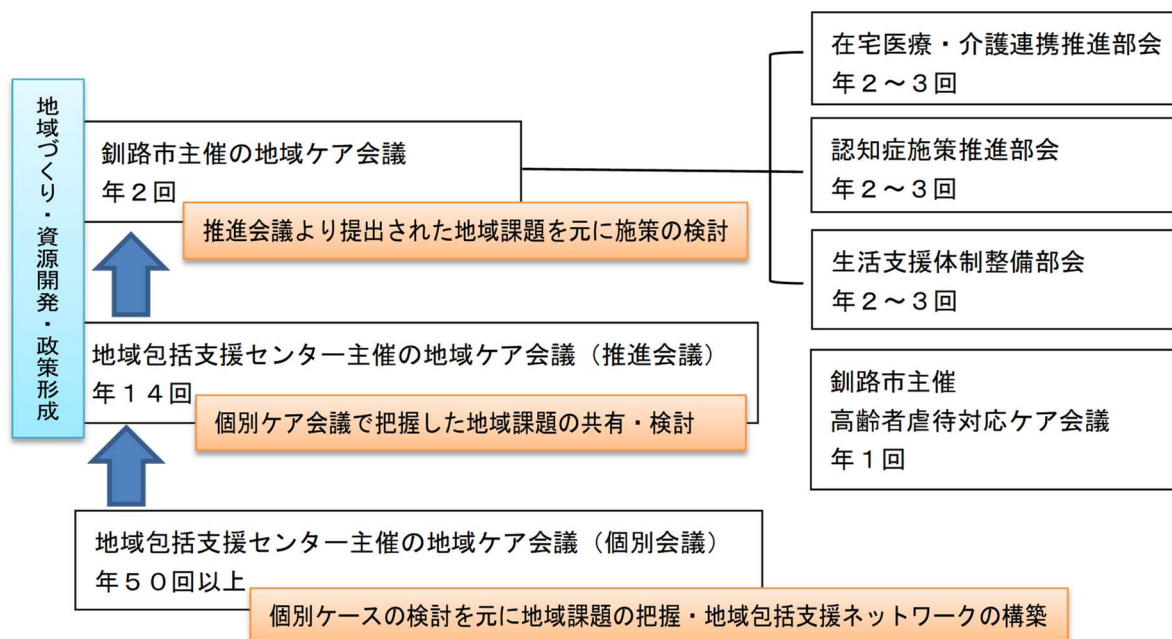
地域ケア会議には、5つの機能（個別課題解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題把握、地域づくり・資源開発、政策形成）があり、それらの機能を発揮した会議運営を目指します。

地域包括支援センター主催の「個別会議」では、個別ケースの検討を通じ、個別課題解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題把握を行い、「推進会議」では、課題解決に必要な地域づくり・資源開発につなげるとともに、課題解決にあたっては「個別会議」から「推進会議」へのつながりを強化します。

さらに、高齢者の自立支援に資する、より実効性のあるものとするため、リハビリテーション専門職等の多職種が参加しやすい体制の充実を図ります。

市主催の会議では、全体会議のほか、「在宅医療・介護連携推進部会」「認知症施策推進部会」「生活支援体制整備部会」を開催し、各分野での課題等をきめ細かく把握し、解決策を検討します。

【地域ケア会議】



(5) 専門職等の人材の育成・確保

地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、高齢化の進展等に伴い増加するニーズに適切に対応する人材が必要となります。

このため、各地域包括支援センターに配置する専門職等のほか、市民後見人、認知症サポーター養成講座の講師（キャラバンメイト）など、多様な人材の育成・確保に努めます。

2 医療と介護の連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等との協働・連携を推進します。

(1) 医療・介護関係者の情報共有

高齢者本人の思いを交えた医療や介護の情報を関係者が共有し、在宅生活などに対する切れ目のない支援を行うため、引き続き「釧路市つながり手帳」の普及に努めるとともに、さらなる活用の促進に向けた検討を行います。

【つながり手帳交付数】

(冊)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
新 規	316	302	295
再発行	8	6	5
合 計	324	308	300

(2) 医療・介護関係機関とのネットワークの構築

市内の医療・介護関係者が参画する釧路市地域ケア会議等において、医療・介護連携の現状と課題を抽出し、対応策の検討を行います。

地域の医療・介護関係者の連携を促進するため、多職種での研修会を開催します。

(3) 在宅医療等に関する普及・啓発

市民及び医療・介護関係者を対象とした講演会の開催等を通じて、在宅医療・介護連携の理解の促進に努めます。

また、アドバンス・ケア・プランニング（将来の治療・療養について、本人・家族と関係者が事前に話し合うプロセス）等については、本人の意思を丁寧にくみ取った決定ができるよう、関係者等の理解を促進するとともに普及・啓発に努めます。

(4) 在宅医療・介護連携に関する相談支援体制の整備

地域の医療・介護関係者の相談窓口として設置した「釧路市在宅医療・介護連携相談支援窓口」について、具体的な相談内容の周知を図るなど、より相談しやすい窓口となるよう努めます。

また、窓口の相談員は、医療と介護に精通していることが求められるため、適切な人材の配置・育成に努めます。

【在宅医療・介護連携相談支援窓口 相談実績】 (件)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
新 規	15	15	18
継 続	2	0	2
合 計	17	15	20

(5) 看取りに関する取り組みの推進

切れ目のない在宅医療と介護の連携体制を構築するためには、ライフサイクルの中で起こる様々な場面や状況を意識した取り組みが必要と考えられます。

「看取り」に関する実態を把握する調査を実施し、その結果を基に必要な取り組みを推進します。

3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者の安心・安全な在宅生活を支えるため、各地域包括支援センターと市に配置している生活支援コーディネーターが中心となり、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できる地域づくりを進めます。

(1) 協議体の開催

関係機関の定期的な情報共有や連携、協働、ネットワーク機能の充実を図る協議体を開催し、地域の課題や社会資源を把握しながら、必要な生活支援・介護予防サービスの整備に向けた取り組みを進めます。

(2) 地域に必要なサービスの創出

把握した地域のニーズや社会資源を基に、「おたっしゃサービス」を含む地域に必要なサービスの創出を行うとともに、リハビリテーション専門職等と連携し、サービスの充実を図ります。

(3) 高齢者の社会参加の促進

元気な高齢者が支援の担い手として活躍できるよう「ご近所ボランティア講座」等への参加を促すとともに、介護サービス事業所や「おたっしゃサービス」など、地域の通いの場等で活動できるようコーディネートを進めます。

(4) 支援を必要とする高齢者とサービスのマッチング

「高齢者実態調査事業」等を通じて把握された支援を必要とする高齢者が、その有する能力をできる限り発揮し、自立した生活を営むことができるよう適切に支援します。

4 高齢者を地域で支え合う仕組みづくり

近年、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加等に伴い、支援を必要とする高齢者は増加傾向にあります。

この状況を受け、地域包括支援センターを中心として保健・医療・福祉等の関係機関との連携を図りながら、地域住民がそれぞれの役割を分担し、協働しながら、高齢者を支える体制の充実に努めます。

(1) 地域安心ネットワークの推進

地域包括支援センターが中心となり、保健・医療・福祉等の専門分野と地域住民が連携し、地域全体で高齢者を支えるための「釧路市高齢者地域安心ネットワーク事業」を推進します。

また、釧路市地域福祉計画に基づく「釧路市地域安心ネットワーク事業」による安否確認の依頼に対して、早急に対応します。

(2) 定期的な見守りと緊急時の対応

① 見守り活動の支援

「釧路市高齢者地域安心ネットワーク事業」「単身高齢者声かけ運動事業」「食の自立支援事業（配食サービス）」等の活用により、単身高齢者等の支援が必要な高齢者の安否確認を目的とした定期的な見守り支援を行うほか、地域包括支援センターが実施する地域ケア個別会議に民生委員・町内会役員等の参加・協力を得て、地域に居住する認知症高齢者等の情報を共有し、支援に努めます。

② SOSネットワーク事業の推進

認知症高齢者等が行方不明となった場合は、「釧路市 SOS ネットワーク事業」を活用して、搜索と早期発見に努めるとともに、発見後は地域包括支援センターと連携し、介護サービスの提供を検討するなどの支援に努めます。

また、認知症等により日常生活の心配がある方には「SOS ネットワーク事前登録制度」の利用の促進に努めます。

基本目標2 介護予防の推進

- 高齢者が要介護状態にならないように、地域住民や多様な主体等による介護予防サービスの充実に向けた取り組みを推進します。
- 保健・医療・福祉の各種サービスによる継続的・一体的な介護予防事業を推進します。

個別施策

- 1 介護予防・生活支援サービスの推進
- 2 介護予防ケアマネジメントの推進
- 3 一般介護予防事業の推進
- 4 保健事業と介護予防の連携

1 介護予防・生活支援サービスの推進

地域住民等の多様な主体等の参画により、地域の実情に応じた多様なサービスを充実することで、地域の支え合いや、要支援者等に対する自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取り組みを推進します。

また、通いの場の取り組みについては、短期集中予防サービスや地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携して推進します。

(1) 訪問型・通所型サービス

訪問型サービス（訪問介護相当）や通所型サービス（通所介護相当）のほか、内容を生活支援等に限定し、運営基準等を緩和したサービス（訪問型・通所型サービスA）を提供します。

【サービス量の見込】

（人）

区 分	実 績		見 込	計 画		
	2021	2022	2023	2024	2025	2026
訪問型サービス (訪問介護相当)	612	600	601	633	627	621
訪問型サービスA	11	8	4	6	6	6
通所型サービス (通所介護相当)	801	826	861	922	950	978
通所型サービスA	10	11	8	12	12	12

※人数は、月平均の利用人員

(2) 住民等主体の通所サービス「おたっしゃサービス」

地域住民やボランティア等が主体となって開催する定期的な通いの場において、運動や認知症予防、参加者同士の交流などのサービスを提供します。

また、事業のさらなる周知を進めるとともに、各地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターを中心に地域の関係者との連携や活動主体等のネットワークの構築を進めながら、通いの場の拡充に努め、全市的にサービス利用を促進するとともに、参加者等の自立支援・介護予防・重度化防止を図り、心身状態の維持・改善を目指します。

【サービス量の見込】

(人、か所)

区 分	実 績		見 込	計 画		
	2021	2022	2023	2024	2025	2026
利用人数	234	247	260	270	280	290
実施箇所数	32	31	34	36	38	40

※人数は、年間の利用人員

(3) 短期集中予防サービス

要支援者等の生活機能を改善するため、専門職の指導により運動器の機能や認知機能、口腔機能を3か月間で向上させる介護予防プログラムを提供します。

また、プログラム終了後の社会参加や通いの場等への移行がよりいっそう進むよう努めるとともに、サービスが必要な対象者の把握と、必要なプログラムを提供する事業所の確保に努めます。

【サービス量の見込】

(人)

区 分	実 績		見 込	計 画		
	2021	2022	2023	2024	2025	2026
利用人数	143	126	150	170	185	200

※人数は、年間の利用人員

2 介護予防ケアマネジメントの推進

要支援者等の自立支援・重度化防止のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的に、必要なサービスが適切に提供されるよう介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）の作成を行います。

また、支援困難事例等への助言・指導を行うなど、介護支援専門員への支援を通じたケアマネジメントの質の向上を図ります。

(1) 介護予防ケアマネジメント

事業対象者等のアセスメントを行い、その状態や環境等に応じた必要なサービスが適切に提供されるよう、介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）を作成し、適切な支援につなげます。

【サービス量の見込】

（人）

区 分	実 績		見 込	計 画		
	2021	2022	2023	2024	2025	2026
介護予防ケアマネジメント	807	797	789	882	873	865

※人数は、月平均の利用人員

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の多様な社会資源や関係機関との連携・協働の体制を強化します。

また、「介護支援専門員連絡会議」や各種研修会、情報・意見交換会等の開催、支援困難事例等への助言・指導を行うなど、介護支援専門員の支援を通じたケアマネジメントの質の向上を図ります。

3 一般介護予防事業の推進

元気な高齢者が介護予防に取り組むための教室や健康相談を行うほか、生活機能が低下するなど、何らかの支援を必要とする方を把握し、適切な支援につなげるための取り組みを進めるとともに、介護予防事業について幅広く周知に努めます。

また、通いの場の充実に向けては、リハビリテーション専門職との連携をはじめ、保健師等幅広い医療専門職の関与を進めます。

(1) 介護予防把握事業

高齢者の居宅等を訪問して、生活状況や健康状態などを把握する「高齢者実態調査事業」や、医療機関及び調剤薬局等の関係機関との連携・協力を通じて、支援が必要な方を把握し、介護予防事業等への適切な支援につなげます。

【高齢者実態調査事業の実施状況】 (人)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
調査人数	4,704	4,937	4,872
上記のうち、 支援をした人数	1,762	2,139	2,516

(2) 介護予防普及啓発事業

「市民介護予防普及講座」や「脳の健康度テスト」「地域介護予防教室」、各種相談会等の開催、介護予防に役立つ講話や介護予防プログラム（わかがえりレッスン）等を実施します。

また、広報紙や新聞への記事掲載など、事業のさらなる周知に努めながら、フレイル（高齢化による虚弱）の予防等、早期からの介護予防の普及・啓発を行います。

(3) 地域介護予防活動支援事業

地域の身近な場所で介護予防に取り組むことができる「介護予防継続教室」等を実施します。

また、「高齢者支援ボランティア人材育成事業」を実施して、高齢者を地域で支える「ご近所ボランティア」や、介護予防継続教室等で指導を行う「介護予防サポーター」を養成するとともに、活動の場へのマッチング支援を強化します。

さらには、住民等主体の通所サービス「おたっしゃサービス」を実施する担い手の育成に努めるなど、高齢者の社会参加を推進します。

第4章 施策の展開 ―基本目標2 介護予防の推進―

【介護予防継続教室の実施状況】 (人)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
参加人数	435	439	450

※参加人数は実人数

【ご近所ボランティア活動の実施状況】 (か所、人)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
活動箇所数	23	21	25
活動人数	949	1,469	1,500

※活動人数は延人数

※2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動人数が減少

【介護予防サポーターの活動人数】 (人)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
活動人数	1,209	1,877	1,885

※活動人数は延人数

※2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動人数が減少

(4) 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の実施状況や効果についての評価を実施し、より効果的な内容となるよう改善に努めます。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するため、理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション専門職を派遣し、おたっしゃサービスなどの通いの場や、地域ケア会議において介護予防に関する専門的知識を活かした技術的助言や支援を受けるなど、地域リハビリテーション支援体制のさらなる充実に努めます。

【リハビリ専門職の派遣状況】

(回)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
おたっしやサービスへの派遣回数	4	6	14

4 保健事業と介護予防の連携

高齢になっても積極的な社会参加をはじめ、健康で生きがいに満ちた生活が送れるよう、介護予防に資する各種事業を今後も進めていく必要があります。

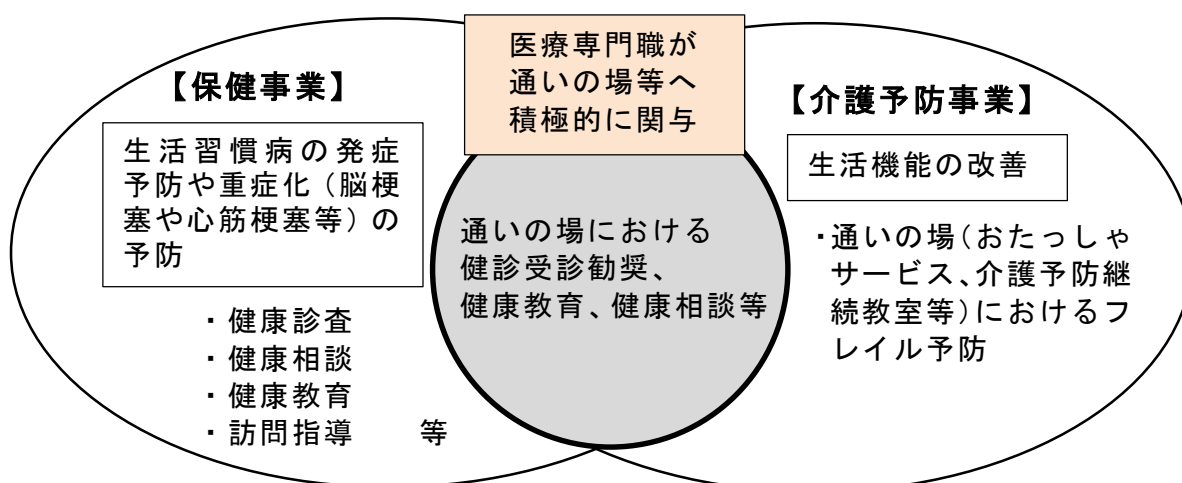
介護が必要となる要因として、脳梗塞や心筋梗塞等の生活習慣病があり、これらは、予防可能な疾患です。

そのため、市では、生活習慣病を予防するために、「高齢者の医療の確保に関する法律」や「健康増進法」に基づき、各種の健（検）診や健康相談、健康教育等の取り組みを進めます。

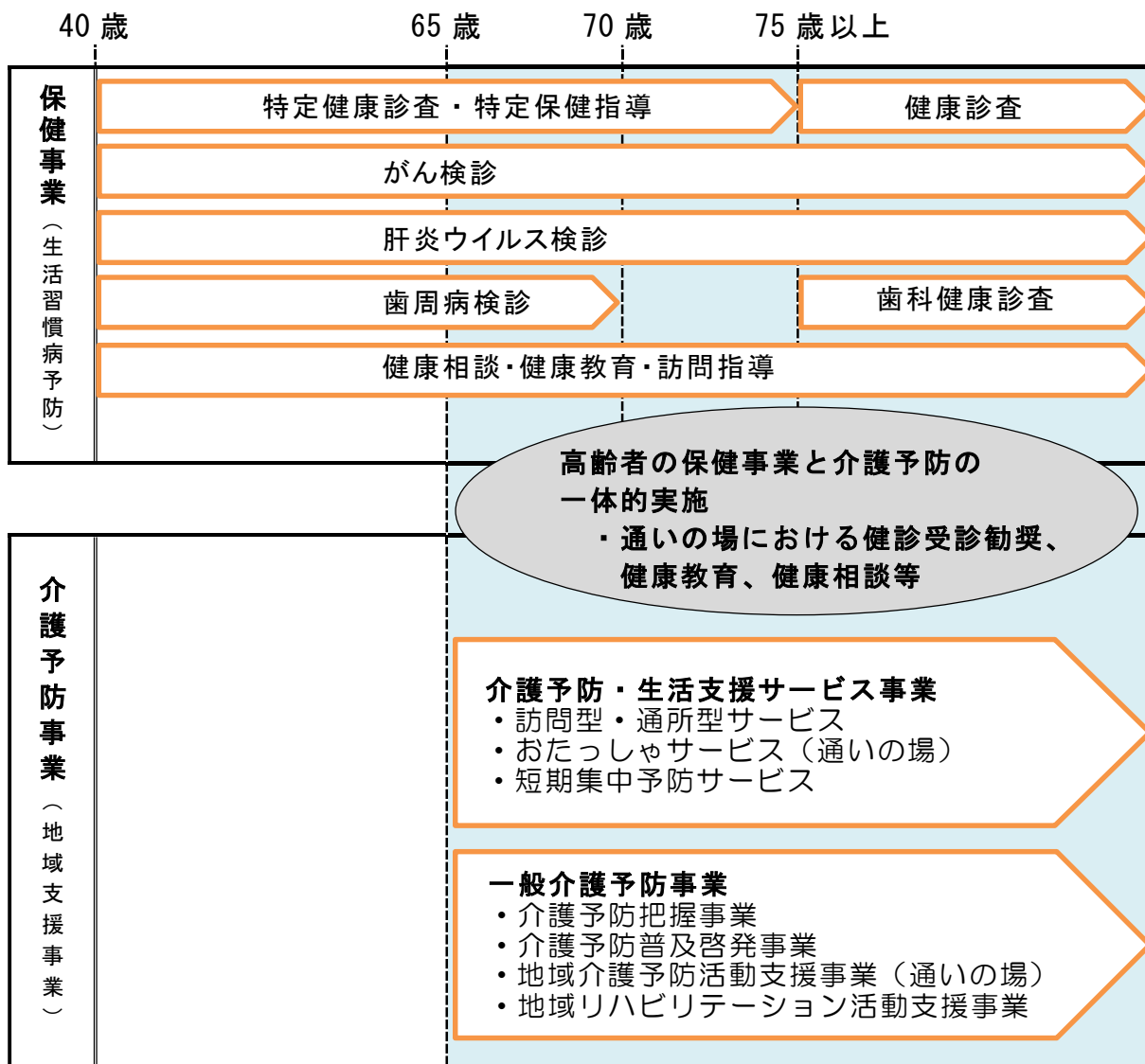
また、健康的な生活の必要性を幅広い世代に理解してもらうために、「健康まつり」や「市民介護予防普及講座」を開催するなど、健康寿命の延伸に向けた健康づくりを推進します。

なお、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うため、国民健康保険や、後期高齢者医療制度と連携し、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を行います。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業】



【生活習慣病予防と介護予防の概要】



基本目標3 認知症高齢者支援の推進

- 認知症の人が尊厳と希望をもって生活できる環境を構築していきます。
- 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- 認知症の人を介護する家族等（ケアラー）が孤立することなく健康で心豊かに暮らすことができる地域社会を目指します。

個別施策

- 1 認知症の理解と周知
- 2 認知症の人の社会参加、意思決定支援
- 3 若年性認知症の人への支援
- 4 認知症の早期発見
- 5 予防事業の充実
- 6 相談体制の整備
- 7 家族等（ケアラー）への支援
- 8 行方不明高齢者等への支援
- 9 支援のネットワーク化

1 認知症の理解と周知

認知症の人を地域で支えるために重要な「認知症の正しい知識や理解」について、地域・職域・学校等での「認知症サポーター養成講座」や、「市民向け認知症講座」を開催し、普及・啓発に努めます。

認知症の状態に応じたケアやサービス提供の流れを示す「認知症ケアパス」を活用し、利用できる社会資源等を含めた情報発信に努めます。

また、介護サービス従事者向けの研修会を開催し、対応力向上に努めます。

2 認知症の人の社会参加、意思決定支援

認知症の人の意思を尊重し、本人が望む社会参加や活動ができるよう本人発信の機会・場所の整備を進めるとともに、「認知症ケアパス」を使用し、情報提供に努めます。

また、認知症の人の意思決定が適切に行われるように支援します。

医療や介護の支援を適切に受けられるための情報提供、消費者被害にあわないために成年後見制度の利用など、本人の状態に応じた支援を行います。

3 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人とその家族等(ケアラー)からの相談を適切に受ける体制を強化するとともに、若年性認知症の人が地域から孤立しないよう社会参加を支援するため、「認知症ケアパス」を活用した情報提供を行います。

また、状況に応じて、北海道若年性認知症コーディネーターなど、関係機関との連携を図ります。

4 認知症の早期発見

「認知症初期集中支援チーム」の活動などを通じて、認知症の早期診断・早期対応等の初期対応を進めるとともに、「脳の健康度テスト」や、健康まつり等での「タブレット式ものわすれ相談プログラム」の実施、「高齢者実態調査事業」等により、認知症に移行するおそれのある高齢者を把握し、必要な支援を行います。

5 予防事業の充実

老人福祉センター等の身近な場所で、認知症予防や認知機能の維持向上を盛り込んだ「介護予防継続教室」や「脳の健康度テスト」等の介護予防事業を推進するとともに、広報紙等を通じて事業の周知を図る際には具体的な取り組み内容を記載するなど、利用者にわかりやすく伝えるよう努めます。

6 相談体制の整備

各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が中心となり、認知症疾患医療センターやかかりつけ医、認知症疾患に係る専門医療機関、介護事業所等と連携し、身近なところで継続的な相談ができる体制の整備を推進します。

7 家族等（ケアラー）への支援

認知症の人を介護する家族等(ケアラー)の負担軽減のため、「認知症高齢者家族やすらぎ支援事業」や「家族介護者交流事業」「家族介護教室」「若年性認知症の人と家族の集い」を継続実施するとともに、認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人や家族等(ケアラー)の支援等を行う「認知症初期集中支援チーム」や「SOSネットワーク事前登録制度」「認知症地域支援推進員」「認知症カフェ」等について、さらなる周知を進め、必要な人が利用できるよう努めます。

認知症の人と家族等(ケアラー)が孤立しないよう、家族介護者の会である「釧路地区障害老人を支える会（たんぽぽの会）」や「阿寒町おひさまの会」等と連携し、情報提供や助言を行います。

8 行方不明高齢者等への支援

関係機関で構築する「釧路市SOSネットワークシステム」について、隣接町村との連携や高齢者情報の事前登録による機動性の向上等の機能強化を進めながら、早期発見・保護につなげるとともに、その後の本人及び家族等(ケアラー)への支援に努めます。

また、「SOSネットワーク模擬訓練」を継続的に開催し、地域の見守りネットワークの強化に努めるとともに、幅広い世代への認知症に対する啓発を行います。

9 支援のネットワーク化

認知症地域支援推進員を中心に、「認知症サポーター養成講座」等の受講者をはじめとする地域住民とサービス事業所等の関係機関をつなぎ、ネットワーク

第4章 施策の展開　－基本目標3　認知症高齢者支援の推進－

をさらに強化しながら、認知症に関する様々な取り組みを総合的に進めることにより、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすための支援体制の拡充に努めます。

基本目標4 権利擁護の推進

- 高齢者の身体や財産等に対する権利が侵害されることのないよう、高齢者虐待や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等の取り組みを進め、高齢者の権利が守られる社会の構築を目指します。

個別施策

- 1 高齢者虐待への対応
- 2 成年後見制度の推進
- 3 消費者被害の防止

1 高齢者虐待への対応

高齢者の権利や尊厳を保持するためには、高齢者虐待を防止することが重要であることから、虐待防止のための様々な取り組みを進めます。

(1) 虐待防止の啓発

地域住民に対し、高齢者虐待の防止や相談窓口の設置など、高齢者の見守りに関する周知・啓発を行うとともに、地域の専門職に対する研修会等を開催し、虐待防止に関する意識の向上を図り、虐待情報を躊躇なく相談できる体制を推進します。

(2) ネットワークづくりと虐待防止の対応強化

釧路市高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って、高齢者虐待の早期発見、早期対応、虐待の未然防止のため、「釧路市高齢者地域安心ネットワーク事業」を推進するとともに、釧路市地域ケア会議の専門会議や、地域包括支援センターを中心とする高齢者虐待対応ケース検討会議を開催し、釧路警察署や民生委員、町内会、老人クラブ、釧路弁護士会、法テラス釧路等の関係機関とのさらなる連携に努めます。

また、各地域包括支援センターの社会福祉士が参加する会議を定期的に行い、情報共有を図るなど、高齢者虐待の防止に努めます。

虐待解消に向けた対応力向上のため、各種研修等を積極的に受講し、対応に

あたる職員のさらなる資質向上を図るとともに、ケース検討会議等を通じて、対応終結後の振り返りを行い、高齢者虐待の再発防止と事例に対する実践力の向上を図ります。

(3) 高齢者の安全確保

虐待を受けている高齢者を保護するため、緊急避難体制の整備や宿泊施設の確保に努めます。

2 成年後見制度の推進

判断力や自己決定能力が低下した場合に、生活・権利・財産を守り、本人の希望に沿った支援をすることにより、地域で安心して生活できるよう、市や地域包括支援センター、釧路市権利擁護成年後見センター、釧路市社会福祉協議会、釧路弁護士会、法テラス釧路が連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

また、支援を必要としている人の相談窓口の周知や市民後見人等の育成など、支援体制の充実に努めます。

3 消費者被害の防止

高齢者を狙った特殊詐欺等による被害を未然に防止するため、釧路市消費者協会・釧路弁護士会・法テラス釧路等の関係機関との連携を図ります。

基本目標5 在宅福祉の推進

- 介護や支援が必要になっても、住み慣れた居宅や地域で安心して暮らし続けられるよう、市の特性を踏まえながら、各地域の医療・介護・生活支援サービスや関係団体等の連携によるサービス提供体制を整備するなど、高齢者と地域が固い絆で結びつき、地域全体で高齢者を支える地域社会づくりを進めます。
- 釧路市地域福祉計画や釧路市再犯防止推進計画など、各種法律の規定に基づく保健・医療・福祉に関する計画等と一体となった事業の推進を図ります。

個別施策

- 1 高齢者在宅福祉サービスの推進
- 2 高齢者向け住まいの確保
- 3 高齢者関連施策の推進

1 高齢者在宅福祉サービスの推進

在宅福祉サービスは、介護サービスを補完し、ひとり暮らしの方や、支援が必要な高齢者などが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために支援するものであり、今後とも各種サービスの内容の見直しや実施方法の改善、制度のさらなる周知を図りながら、サービスを必要とする方の支援に努めます。

第4章 施策の展開 ―基本目標5 在宅福祉の推進―

【市独自で実施するサービス】

事業名	内 容	対 象 者
寝たきり高齢者等移送サービス	リフト付き車両やストレッチャー装着車両により、居宅と医療機関の送迎を行う	65 歳以上の要介護者で普通車両での外出が困難な方
単身高齢者等除雪	災害時などの避難経路を確保するための除雪を行う（15 cm以上の降雪）＊玄関～生活道路	65 歳以上または身障1・2級の障がい者のみの世帯で市民税非課税世帯
軽度生活援助	家屋内の整理・窓拭き、灯油の運搬・注入など	65 歳以上の世帯で市民税非課税世帯
生活管理指導短期宿泊	一時的に養護老人ホームに宿泊し、生活習慣等の改善に対する指導を行うことにより体調調整を図る	65 歳以上で生活環境または体調などに調整が必要な方
緊急通報システム設置	居宅での緊急時、機器のボタンを押し消防本部に通報する なお、設置についてはアナログの固定電話を対象としているため、今後は、様々な形態で利用が可能となるよう、サービスの充実に向け検討に努めます	単身世帯で ①65 歳以上の病弱な方 ②重度障がい者
ふれあい収集	可燃ごみ、不燃ごみ等を排出することが困難な対象世帯を戸別訪問し、声かけを行いながらごみを収集する	介護認定を受けている方や、障害者手帳の交付を受けている方のみの世帯

第8期の実績

事業名	実 績		見 込
	2021	2022	2023
寝たきり高齢者等移送サービス	2,955 回	3,003 回	3,068 回
単身高齢者等除雪	799 回	1,222 回	1,044 回
軽度生活援助	342 回	360 回	389 回
生活管理指導短期宿泊	4 人 56 日	9 人 135 日	14 人 300 日
緊急通報システム設置	471 台	405 台	384 台
ふれあい収集	880 世帯	884 世帯	890 世帯

【介護保険事業の地域支援事業（任意事業）で実施するサービス】

事業名	内 容	対 象 者
食の自立支援	健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスを提供し、配達時には安否の確認を行う	65 歳以上の世帯で調理等が困難な方
単身高齢者声かけ運動	安否確認が必要な方に対して、乳酸菌飲料販売員が訪問し飲料を手渡す際に声かけすることで、安否確認や孤独感の軽減を図る	70 歳以上の単身世帯で、介護サービス等の利用が週 1 回未満の方
家族介護教室	適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの利用法等を習得する教室を開催する	介護している家族等
家族介護用品支給	介護に必要なオムツ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーを支給する	要介護 4・5 の方を同居で介護する家族で市民税非課税世帯
家族介護者交流	心身のリフレッシュを図るため、介護者相互の交流会を実施する	介護している家族の方
認知症高齢者家族やすらぎ支援	見守りや話し相手として「やすらぎ支援員」が訪問し、家族の負担軽減を図る	認知症の人を介護している家族の方
行方不明高齢者等早期発見システム	G P S で位置情報を確認するシステムへの加入料金・機器の購入経費を助成する	
認知症高齢者地域サポート	認知症に関する正しい知識・理解を広めるため講座を開催する ＊認知症サポーター養成講座 ＊スキルアップ講座	市民
高齢者住宅等安心確保	シルバーハウジング入居者に生活援助員を派遣し、安否確認・緊急対応等を行う	65 歳以上の世帯で生活に不安のある方
成年後見制度利用支援	老人福祉法第 32 条（審判の請求）に基づき、市長が成年後見の申立てを家庭裁判所に行う	65 歳以上で本人及びその親族が申立てをできない方

第 8 期の実績

事業名	実 績		見 込
	2021	2022	2023
食の自立支援	71,970 食	76,560 食	70,000 食
単身高齢者声かけ運動	23,495 回	21,300 回	18,528 回
家族介護教室	188 人	183 人	240 人
家族介護用品支給	1,874 回	2,076 回	2,014 回
家族介護者交流	58 人	52 人	50 人
認知症高齢者家族やすらぎ支援	206 回	212 回	220 回
行方不明高齢者等早期発見システム	新規利用 1 件	新規利用 2 件	新規利用 1 件
認知症高齢者地域サポート	サポーター養成 38 回 883 人 スキルアップ 7 回 85 人	サポーター養成 35 回 781 人 スキルアップ 7 回 74 人	サポーター養成 30 回 800 人 スキルアップ 7 回 80 人
高齢者住宅等安心確保	入居世帯数 35 世帯	入居世帯数 33 世帯	入居世帯数 30 世帯
成年後見制度利用支援（認知症等高齢者）	申立件数 11 件	申立件数 12 件	申立件数 15 件

2 高齢者向け住まいの確保

(1) 老人福祉施設

在宅で生活することが困難な高齢者が入所（入居）し、日常生活等の援助を受けることができる老人福祉施設等の情報の収集と提供に努めます。

【老人福祉施設等の状況】

2023 年 10 月現在

		施 設 の 概 要
老人福祉施設	養護老人ホーム	65 歳以上の方で、環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者が生活する施設
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	自立生活が可能な 65 歳以上（夫婦の場合は一方が 60 歳以上で可）で、家庭環境や住宅事情により独立して生活することが困難な方を対象に、居住機能と福祉機能を併せ持つ住まいで、高齢者の自立生活を支援する施設
	生活支援ハウス	60 歳以上の方で、家族援助が受けられず、独立して生活することに不安のある方に、介護支援機能・居住機能・地域との交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して生活を送れるように支援する施設

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）	60 歳以上の高齢者のみの世帯（夫婦の一方が 60 歳以上であれば入居可）で、身体機能の低下等があり、独立して生活するには不安があると認められる方が入居できる高齢者向けのバリアフリーを備えた「公営住宅」 * 市内望洋地区にある市営住宅（30 戸）、道営住宅（17 戸）
---------------------	---

【整備計画予定】

（か所、人）

区 分		第8期末 整備総数 （見込）	第9期計画期間の整備数				第9期末 整備総数 （見込）
			2024	2025	2026	計	
養護老人ホーム	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	120	0	0	0	0	120
軽費老人ホーム（ケアハウス）	施設数	3	0	0	0	0	3
	定員数	150	0	0	0	0	150
生活支援ハウス	施設数	2	0	0	0	0	2
	定員数	31	0	0	0	0	31

(2) 高齢者向け住宅

高齢化が進み、ひとり暮らし等の高齢者世帯が増加する中、要支援・要介護者や認知症の高齢者等の増加も予想されることから、高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていけるよう以下の支援に努めます。

① 住まいの情報提供等

入居者に対して安否確認や生活支援サービス等を提供する「サービス付き高齢者向け住宅」をはじめ、住宅型有料老人ホームなど、高齢者の住まいも多様化しています。

また、見守りを受けながら夫婦で生活できる居室なども求められています。

今後、多様化がさらに進むと考えられることから、住まいの状況について情報の収集と提供に努めていきます。

② 公営住宅

シルバーハウジングの活用やユニバーサルデザイン住宅の整備促進等に努め、高齢者が暮らしやすい住まいづくりを推進します。

3 高齢者関連施策の推進

(1) 地域生活への移行支援

矯正施設を退所する高齢者が円滑に地域生活に移行できるよう、地域生活定着支援センターを拠点として、市及び地域包括支援センター等の関係機関との連携に努めるとともに、釧路市再犯防止推進計画に基づき、必要な支援を行います。

基本目標 6

高齢者の社会参加と生きがいの推進

- 高齢者自身が長年培ってきた経験を生かし、地域の中で積極的な役割を果たし、社会を支える一員として生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。
- 身近にある老人福祉センター等を活用し、高齢者の交流や活動、健康づくりをさらに促進するとともに、趣味やスポーツ、社会参加など、多様化するニーズの受け皿となるような環境づくりに努めます。

個別施策

- 1 老人クラブ活動の支援
- 2 高齢者外出促進バス事業の推進
- 3 老人福祉センターの設置・運営
- 4 いきいきフェスタの開催
- 5 生涯学習の機会等の提供
- 6 就業機会の確保
- 7 敬老・慶祝行事

1 老人クラブ活動の支援

老人クラブは、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的に組織されており、地域における高齢者相互の親睦や地域社会との交流等を進めています。

各クラブから選出された「高齢者生きがいスポーツ推進員」や「シルバーボランティア」が中心となり、軽スポーツの普及・啓発やひとり暮らしの高齢者への声かけなど、地域を豊かにする活動を行っています。

円滑な運営のために、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する補助金の交付等を通じて活動を支援するとともに、活動内容のわかりやすい周知方法の検討や老人クラブへの参加意欲が向上するような環境づくり等の取り組みを促進します。

【老人クラブの加入状況】

区 分	実 績		見 込
	2021	2022	2023
クラブ数	110	102	93
会員数（人）	3,018	2,656	2,421
60歳以上加入率（％）	4.47	3.96	3.62

2 高齢者外出促進バス事業の推進

70歳以上の高齢者に対して「おでかけパスポート70」を交付するなど、バス等の利用に対する助成を通じて移動を支援することにより、高齢者の外出を促進し生きがいのづくりと健康づくりを進めます。

多くの高齢者が事業を知り、利用がさらに進むように、制度を効果的に周知するとともに、利便性の向上に努めます。

【高齢者外出促進バス事業の利用状況】

区 分		実 績		見 込
		2021	2022	2023
おでかけパスポート 70 交付件数（件）		10,483	10,609	10,900
定期券購入助成	件 数（件）	946	874	974
	助成月数（月）	3,560	3,344	3,700

3 老人福祉センターの設置・運営

老人福祉センター等を活動の場として、高齢者の趣味の会（カラオケ・囲碁・将棋・詩吟・民謡・舞踊等）やスポーツ（健康ダンス・ニウカムボール・体操・卓球等）を通じて、仲間づくりや交流活動が行われています。

これらの活動は、高齢者が健康で元気にいきいきと過ごしていただくために効果的なことから、活動拠点である老人福祉センターの運営等を通じて活動を支援します。

【老人福祉センター等の利用者数】 (人)

区 分		実 績		見 込
		2021	2022	2023
【釧路地区】 老人福祉センター14館 ※望洋・白樺交流センター含む	利用者数	49,319	71,110	78,488
高齢者生きがい交流プラザ	利用者数	13,496	17,909	19,254
	入浴者数	7,091	8,869	6,449
	合計	20,587	26,778	25,703

※新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少

4 いきいきフェスタの開催

敬老月間の9月を中心に、「生きがい・健康・仲間づくり」をテーマに、スポーツ・文化活動・健康・福祉・世代間交流など、多様なイベントを開催しています。

今後も、老人クラブ連合会とともに、高齢者がより自主的に企画運営できるよう事業内容のいっそうの充実に努めます。

【いきいきフェスタ参加者数】 (人)

区 分	実 績		見 込
	2021	2022	2023
参加者数	コロナ禍により 中止	306	1,975

5 生涯学習の機会等の提供

様々なメニューのある「釧路市生涯学習まちづくり出前講座」を実施するなど、いつでも自由に学習できる多様な機会を提供するとともに、老人クラブ活動や「老人大学」等の高齢者による自主的な学習活動の支援に努めます。

6 就業機会の確保

シルバー人材センターの活用等による地域における高年齢者の多様なニーズに応じた就業機会の確保や、高年齢者の雇用に関して関係機関との情報共有や連携に努めます。

7 敬老・慶祝行事

高齢者の長寿をお祝いし、幅広い世代に敬老意識の普及を図るために敬老・慶祝行事を開催しています。

長寿の大きな節目となる満100歳となる方へ、祝品を贈呈します。

【長寿祝品対象者数】

(人)

区 分	実 績		見 込
	2021	2022	2023
対 象 者 数 (9月1日現在)	52	49	68

基本目標7 介護サービスの基盤整備と人材確保

- 広大な市域において、今後も安定した介護サービスを維持できるよう、中長期的視点に立ったサービス基盤の整備に努めます。
- 今後も増加が見込まれる介護需要に対して、継続的に安定した質の高いサービス提供ができるよう介護人材の確保対策に努めます。

個別施策

- 1 介護サービス基盤の整備とサービス量の見込み
- 2 介護人材の確保

1 介護サービス基盤の整備とサービス量の見込み

介護サービスを居宅介護サービスと施設サービスに分け、さらに、利用の目的やサービス提供方法等の違いによるサービス区分ごとに、現状と見込みを掲載しています。

安定した介護サービスを維持するため、介護サービスの利用実績や高齢化の動向、介護需要等を基に、計画期間中の必要なサービス量の推計を行いました。

※「サービス量の見込」について、2021～2023年の実績は、新型コロナウイルス感染症による利用控え等の影響があることから、2024～2026年の推計にあたっては、コロナの影響分を補正して算出しています。

※要介護の方が利用できるサービスを「介護給付」、要支援の方が利用できるサービスを「予防給付」に区分しています。

※2023年は、実績見込みとなっています。

(1) 居宅介護サービス

居宅介護サービスは、在宅生活の継続を希望される方に対する支援や、認知症の人に対する支援など、身近な介護サービスを提供しています。

サービス提供の形態によって、次の5つに区分します。

区 分	サービスの種類
① 居宅で利用できるサービス	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
	福祉用具貸与
	福祉用具購入
	住宅改修
	居宅介護支援
② 事業所に通って利用できるサービス	通所介護
	通所リハビリテーション
③ 事業所に短期間入所して利用できるサービス	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
④ 居住系施設に入居して利用できるサービス	特定施設入居者生活介護
⑤ 住み慣れた地域で柔軟に利用できる地域密着型のサービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護

① 自宅で利用できるサービス

介護ニーズ（例）	対応するサービス
・ 食事や入浴の介助をしてほしい ・ 食事の準備や買い物などの援助をしてほしい	訪問介護
自宅の浴室は使えないが自宅で入浴したい	訪問入浴介護
健康状態の確認や点滴などの医療処置を受けたい	訪問看護
外出できないので自宅でリハビリをしたい	訪問リハビリテーション
薬剤師などに、療養上の管理や指導をしてほしい	居宅療養管理指導
車いすやベッドを借りたい	福祉用具貸与
ポータブルトイレを買いたい	福祉用具購入
自宅に手すりをつけたい、段差をなくしたい	住宅改修

【現 状】

- 訪問介護や福祉用具貸与は、在宅での日常生活をサポートする基本的なサービスであり、他のサービスに比べ、利用者数も多くなっており、特に福祉用具貸与で利用者が増加しています。
- 在宅での生活継続における医療的見地での指導の必要性から、居宅療養管理指導の利用者が増加しています。
- 要支援・要介護者数の増に伴い、在宅介護サービス利用時のケアプランを作成する居宅介護支援・介護予防支援の利用者が増えています。

【今後の見込み】

- 今後も要支援・要介護者の増加が見込まれることから、訪問介護や福祉用具貸与等の利用者は増加していくものと見込んでいます。
- 居宅介護支援・介護予防支援も引き続き利用者の増を見込んでいます。

第4章 施策の展開 ―基本目標7 介護サービスの基盤整備と人材確保―

【サービス量の見込】

(人)

区 分		第8期実績値			第9期計画値		
		2021	2022	2023 (見込)	2024	2025	2026
介護 給 付	訪問介護	2,783	2,769	2,784	2,788	2,825	2,839
	訪問入浴介護	117	118	106	107	108	109
	訪問看護	765	768	784	804	809	813
	訪問リハビリテーション	159	151	166	168	172	176
	居宅療養管理指導	661	695	716	756	770	785
	福祉用具貸与	3,532	3,599	3,718	3,838	3,958	3,996
	居宅介護支援	4,983	4,999	5,064	5,148	5,246	5,286
予 防 給 付	訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	51	59	55	53	50	52
	訪問リハビリテーション	14	15	8	8	8	8
	居宅療養管理指導	40	42	52	54	55	55
	福祉用具貸与	865	926	963	1,058	1,077	1,096
	介護予防支援	1,029	1,110	1,143	1,233	1,242	1,252

※人数は、月平均の利用人員

(件)

区 分		第8期実績値			第9期計画値		
		2021	2022	2023 (見込)	2024	2025	2026
介護 給 付	福祉用具購入	588	600	624	660	660	660
	住宅改修	516	492	504	516	516	516
予 防 給 付	福祉用具購入	288	276	300	300	336	324
	住宅改修	372	384	336	336	336	348

※件数は、年間の利用件数

② 事業所に通って利用できるサービス

介護ニーズ（例）	対応するサービス
・身体機能の訓練や、レクリエーションをしたい ・日中、家に介護者がいなくなり不安である	通所介護
施設などに通いながらリハビリを受けたい	通所リハビリテーション

【現 状】

- 通所介護は、食事や入浴の支援を行うなど、在宅生活を支える点からもニーズは高く、利用者も多くなっています。また、近年は、機能訓練を重視する施設が増加しています。
- 通所リハビリテーションは、重症化予防による在宅生活の継続に大きな役割を果たしており、予防給付で利用者が増加しています。
- 新型コロナウイルス感染症による外出控え等の影響があり、特に通所介護では、第8期計画の見込みより利用者数が大幅に減少しました。

【今後の見込み】

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行により、利用者数は緩やかに回復していくものと見込んでいます。

【サービス量の見込】

（人）

区 分		第8期実績値			第9期計画値		
		2021	2022	2023 (見込)	2024	2025	2026
介護 給付	通所介護	1,343	1,356	1,389	1,404	1,430	1,456
	通所リハビリテーション	713	710	744	775	793	789
予防 給付	通所リハビリテーション	209	234	243	256	259	263

※人数は、月平均の利用人員

③ 事業所に短期間入所して利用できるサービス

介護ニーズ（例）	対応するサービス
・ 介護者の入院により介護者が不在になる ・ 在宅での介護を継続するため、介護者のリフレッシュを図りたい	短期入所生活介護
施設に短期間入所して、機能訓練をしたい	短期入所療養介護

【現 状】

- 短期入所は、一時的に施設で介護を行うことにより、家族等の負担軽減の役割を果たしています。
- 新型コロナウイルス感染症による利用控え等の影響があり、第8期計画の見込みより利用者数が減少となりました。

【今後の見込み】

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、利用者数は緩やかに回復していくものと見込んでいます。

【サービス量の見込】

（人）

区 分		第8期実績値			第9期計画値		
		2021	2022	2023 (見込)	2024	2025	2026
介護 給付	短期入所生活介護	279	293	319	310	311	310
	短期入所療養介護	81	75	86	91	91	91
予防 給付	短期入所生活介護	2	4	7	8	8	8
	短期入所療養介護	1	2	5	6	6	6

※人数は、月平均の利用人員

④ 居住系施設に入居して利用できるサービス

介護ニーズ（例）	対応するサービス
有料老人ホームなどにおいて食事や入浴などの介助や機能訓練を受けたい	特定施設入居者生活介護

【現 状】

- 特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや養護老人ホーム等で生活しながら、介護サービスが必要となった際には、施設において介護サービスを受けることができるため、施設入所と在宅生活との中間的な機能を有したサービスとなっており、要支援・要介護者数や単身高齢者世帯の増などにより、利用者数が増えています。

【今後の見込み】

- 要支援・要介護者数や単身高齢者世帯の増に伴い、利用者は増加するものと見込んでいます。
- 第9期計画期間中の新規整備を加味して、利用人数を見込んでいます。

【整備計画予定】

（か所、人）

区 分		第8期末 整備総数 （見込）	第9期計画期間の整備数				第9期末 整備総数 （見込）
			2024	2025	2026	計	
特定施設 入居者 生活介護	施設数	15	1	0	2	3	18
	定員数	830	31	0	134	165	995

※定員数は、介護予防給付を含む

※2024年度の定員数31人のうち1人については、既存施設における増員分

※要支援・要介護者以外の高齢者も入居可能

【サービス量の見込】

（人）

区 分		第8期実績値			第9期計画値		
		2021	2022	2023 （見込）	2024	2025	2026
介護給付	特定施設入居者生活介護	467	472	507	544	574	635
予防給付	特定施設入居者生活介護	77	78	79	85	89	96

※人数は、月平均の利用人員

⑤ 住み慣れた地域で柔軟に利用できる地域密着型のサービス

介護ニーズ（例）	対応するサービス
在宅生活を継続するために定期的な訪問サービスと緊急時の訪問サービスを受けたい	（昼夜を問わず利用希望） ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （夜間帯に利用希望） ・ 夜間対応型訪問介護
少人数の中で日常生活上の世話や身体機能の訓練を日帰りで受けたい	地域密着型通所介護
認知症に対応した日常生活上の世話を受けたい	認知症対応型通所介護
通いや訪問、泊りなどを柔軟に組み合わせたサービスを受けたい	小規模多機能型居宅介護
家庭的な雰囲気の中で共同生活を送りながら、認知症のケアを受けたい	認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）
家庭的な雰囲気の中で生活を送りながら、日常生活上の世話を受けたい	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 （地域密着型特別養護老人ホーム）
小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えたサービスを受けたい	看護小規模多機能型居宅介護

【現 状】

- 小規模で家庭的な雰囲気の中で介護サービスが提供されることから、地域密着型サービスの需要は高くなっています。
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、定員数に近い利用状況で推移しています。

【今後の見込み】

- 24時間対応の訪問・看護や医療的サービスのニーズに対応するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備（1事業所）、看護小規模多機能型居宅介護の整備（2事業所）を進めます。
- 認知症高齢者へのサービス提供体制を充実するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備（1事業所、定員18人）を進めます。

【整備計画予定】

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (か所)

日常生活圏域		第8期末 整備総数 (見込)	第9期計画期間の整備数				第9期末 整備総数 (見込)
			2024	2025	2026	計	
西部地区	施設数	0	0	(1)	0	(1)	(1)
中部地区北部	施設数	1	0	(1)	0	(1)	(2)
中部地区南部	施設数	1	0	(1)	0	(1)	(2)
東部地区北部	施設数	0	0	(1)	0	(1)	(1)
東部地区南部	施設数	2	0	(1)	0	(1)	(3)
合 計	施設数	4	0	1	0	1	5

※2025 年度に 5 圏域（西部地区、中部地区北部、中部地区南部、東部地区北部、東部地区南部）のいずれかにおいて、1 事業所を整備予定。() 内の数値は、当該圏域で整備された場合の施設数

② 小規模多機能型居宅介護 (か所、人)

日常生活圏域		第8期末 整備総数 (見込)	第9期計画期間の整備数				第9期末 整備総数 (見込)
			2024	2025	2026	計	
西部地区	施設数	3	0	0	0	0	3
	定員数	75	0	0	0	0	75
中部地区北部	施設数	2	0	0	0	0	2
	定員数	50	0	0	0	0	50
中部地区南部	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	25	0	0	0	0	25
東部地区北部	施設数	3	0	0	0	0	3
	定員数	83	0	0	0	0	83
東部地区南部	施設数	2	△1	0	0	△1	1
	定員数	58	△29	0	0	△29	29
阿寒地区	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	18	0	0	0	0	18
合 計	施設数	12	△1	0	0	△1	11
	定員数	309	△29	0	0	△29	280

※施設数・定員数は、介護予防給付を含む。なお、定員数は登録定員数

※2024 年度の東部地区南部の 1 事業所（定員 29 人）の減については、看護小規模多機能型居宅介護への転換予定によるもの

第4章 施策の展開 ―基本目標7 介護サービスの基盤整備と人材確保―

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）（か所、人）

日常生活圏域		第8期末 整備総数 (見込)	第9期計画期間の整備数				第9期末 整備総数 (見込)
			2024	2025	2026	計	
中部地区北部	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	29	0	0	0	0	29
合 計	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	29	0	0	0	0	29

④ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（か所、人）

日常生活圏域		第8期末 整備総数 (見込)	第9期計画期間の整備数				第9期末 整備総数 (見込)
			2024	2025	2026	計	
西部地区	施設数	11	0	(1)	0	(1)	(12)
	定員数	171	0	(18)	0	(18)	(189)
中部地区北部	施設数	6	0	(1)	0	(1)	(7)
	定員数	108	0	(18)	0	(18)	(126)
中部地区南部	施設数	5	0	(1)	0	(1)	(6)
	定員数	90	0	(18)	0	(18)	(108)
東部地区北部	施設数	9	0	(1)	0	(1)	(10)
	定員数	153	0	(18)	0	(18)	(171)
東部地区南部	施設数	6	0	(1)	0	(1)	(7)
	定員数	105	0	(18)	0	(18)	(123)
阿寒地区	施設数	2	0	0	0	0	2
	定員数	27	0	0	0	0	27
合 計	施設数	39	0	1	0	1	40
	定員数	654	0	18	0	18	672

※定員数は、介護予防給付を含む

※2025年度に5圏域（西部地区、中部地区北部、中部地区南部、東部地区北部、東部地区南部）のいずれかにおいて、1事業所（定員18人）を整備予定。（ ）内の数値は、当該圏域で整備された場合の施設数及び定員数

第4章 施策の展開 ―基本目標7 介護サービスの基盤整備と人材確保―

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

(か所、人)

日常生活圏域		第8期末 整備総数 (見込)	第9期計画期間の整備数				第9期末 整備総数 (見込)
			2024	2025	2026	計	
西部地区	施設数	0	0	0	(1)	(1)	(1)
	定員数	0	0	0	(29)	(29)	(29)
中部地区北部	施設数	0	0	0	(1)	(1)	(1)
	定員数	0	0	0	(29)	(29)	(29)
中部地区南部	施設数	2	0	0	(1)	(1)	(3)
	定員数	54	0	0	(29)	(29)	(83)
東部地区北部	施設数	0	0	0	(1)	(1)	(1)
	定員数	0	0	0	(29)	(29)	(29)
東部地区南部	施設数	0	1	0	(1)	(2)	(2)
	定員数	0	29	0	(29)	(58)	(58)
合 計	施設数	2	1	0	1	2	4
	定員数	54	29	0	29	58	112

※定員数は、登録定員数

※2024年度の東部地区南部の1事業所(定員29人)の増については、小規模多機能型居宅介護からの転換によるもの

※2025年度に5圏域(西部地区、中部地区北部、中部地区南部、東部地区北部、東部地区南部)のいずれかにおいて、1事業所(定員18人)を整備予定。()内の数値は、当該圏域で整備された場合の施設数及び定員数

第4章 施策の展開 ―基本目標7 介護サービスの基盤整備と人材確保―

【サービス量の見込】

(人)

区 分		第8期実績値			第9期計画値		
		2021	2022	2023 (見込)	2024	2025	2026
介護給付	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	110	111	114	116	147	147
	夜間対応型訪問介護	56	53	62	65	65	65
	地域密着型通所介護	888	880	863	868	882	896
	認知症対応型通所介護	60	59	64	70	70	70
	小規模多機能型居宅介護	214	207	201	182	184	183
	認知症対応型共同生活介護	608	623	619	633	644	648
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	28	28	28	29	29	29
	看護小規模多機能型居宅介護	39	38	32	60	60	74
予防給付	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	35	34	30	32	32	32
	認知症対応型共同生活介護	0	1	0	1	1	1

※人数は、月平均の利用人員

※地域密着型特定施設入居者生活介護は、該当なし

(2) 施設介護サービス

施設介護サービスは、医療的ケアの必要性等の理由により在宅での生活継続が困難となった方や、在宅生活に復帰するためにリハビリが必要な方が、施設に入居しながら必要な支援を受けるサービスです。

介護ニーズ（例）	対応する介護サービス
自宅での生活が著しく困難で、施設での介護が必要である	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）
病状は安定したが、施設でリハビリを兼ねた介護が必要である	介護老人保健施設 （老健施設）

【現 状】

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、現在市内に11か所、定員853人（※地域密着型特別養護老人ホームを含めると12か所、882人）分が整備されており、定員数に近い利用状況が続く見込みです。
- 介護老人保健施設（老健施設）は、現在市内に4か所、定員384人分が整備されており、医学管理や機能訓練の実施により在宅復帰支援施設の役割を担っています。
- 介護医療院（介護療養型医療施設を含む）は、現在市内に該当施設はありません。

【今後の見込み】

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、利用ニーズやサービス事業者の意向等を確認しながら、施設入所待機者の状況を踏まえつつ、北海道医療計画との整合性や給付と負担のバランス等にも配慮しながら整備を進めます。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所者が原則として要介護3以上とされていることから、認知症又は障がいのある方や虐待等の困難事例に対応するため、国の指針に基づき、要介護1・2の方の入所に関する例外規定の適切な運用に努めます。
- 介護老人保健施設（老健施設）は、既存の施設と調整を図りながら、サービスの提供体制が確保できるように努めます。

【整備計画予定】

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（か所、人）

区 分		第8期末 整備総数 (見込)	第9期計画期間の整備数				第9期末 整備総数 (見込)
			2024	2025	2026	計	
介護老人	施設数	11	0	0	0	0	11
福祉施設	定員数	853	8	0	0	8	861

※第9期計画末の定員数は、地域密着型特別養護老人ホーム（29人）を含めると890人となる見込み

※2024年度の定員数8人は、既存施設における増員を予定

② 介護老人保健施設（老健施設）（か所、人）

区 分		第8期末 整備総数 (見込)	第9期計画期間の整備数				第9期末 整備総数 (見込)
			2024	2025	2026	計	
介護老人	施設数	4	0	0	0	0	4
保健施設	定員数	384	0	0	0	0	384

【サービス量の見込】

（人）

区 分		第8期実績値			第9期計画値		
		2021	2022	2023 (見込)	2024	2025	2026
介護 給 付	介護老人福祉施設	753	777	775	790	795	803
	介護老人保健施設	374	371	363	373	373	373
	介護医療院	1	2	2	2	2	2

※人数は、月平均の利用人員

※介護医療院は、市外施設利用分

2 介護人材の確保

「地域包括ケアシステム」を支える介護サービス提供体制の維持のためには、介護サービス事業所における介護人材の安定的な確保が不可欠です。

市では、介護人材確保の推進や、介護現場の生産性向上といった取り組みにより、介護サービス提供基盤の整備を推進します。

(1) 介護人材確保の推進

地域の生産年齢人口が減少し、介護サービス事業所における人材の確保がより困難となる状況の中、事業所における介護人材の確保を推進するため、すでに取り組んでいる介護人材確保事業の推進や、より効果的な介護人材の確保対策の検討に引き続き努めていきます。

① 介護人材確保事業の促進

民間人材紹介会社の活用による職員採用や外国人材の採用に係る経費に対する支援事業、離職防止やキャリアアップを目的とした介護の資格取得経費に対する支援事業を引き続き実施するとともに、効果を検証しつつ、事業の充実を図ります。

また、介護職場が市民にとってより身近になるよう、「介護のしごと」の内容等の周知に努めます。

② 効果的な介護人材の確保対策の検討

介護職場における離職の状況や、介護人材の確保に関する介護サービス事業所等の実情・課題、さらには在宅における介護サービス提供の要となる介護支援専門員^{かなめ}といった専門職の充足状況の把握に努め、他都市の事例も研究しながら、より効果的な人材確保や離職防止の対策等を検討し、介護事業所が安定的にサービスを提供できるよう支援していきます。

また、「介護のしごと」の魅力向上や、多様な人材が介護職場に参入しやすい環境の構築を検討します。

(2) 介護現場の生産性向上

介護従事者が仕事にやりがいを持ち、長く介護の仕事を継続できる環境の整備のため、介護従事者の処遇改善や、業務の効率化、介護サービスの質の向上による介護従事者の負担軽減といった、介護現場における生産性の向上の取り組みを推進します。

① 介護従事者の処遇改善

介護従事者の賃金改善等に向け、国が進める処遇改善の加算の取得促進に努めるとともに、適切な介護報酬の設定等について、北海道市長会等と連携を図りながら、国や北海道に対して要望するなどの取り組みを進めます。

② 介護従事者の負担軽減

介護従事者の負担軽減を図るため、北海道等と連携しながら介護ロボットやICT導入の効果を分析し、各事業所における介護ロボット等の活用促進に努めます。

また、介護職場における業務の分化による負担軽減や業務効率化を図るため、介護助手の活用を促進するとともに、国の方針に基づく介護分野の文書作成等の負担軽減や北海道が実施する事業の周知に努めるなど、北海道等と連携しながら生産性向上に係る取り組みを推進します。

基本目標8 災害・感染症対策に係る体制整備

- 大規模災害や感染症が発生した際に、高齢者の安全確保や利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制の整備に努めます。

個別施策

- 1 災害に対する備え
- 2 感染症に対する備え

1 災害に対する備え

近年多発する自然災害において、被害者の多くが高齢者であるという状況を受け、2021年度の介護報酬改定において、自然災害発生時における「業務継続計画（BCP）※1」の策定が介護サービス事業所に義務付けられました。

また、2021年度に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者※2」ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務として規定されました。

高齢者施設においては、2017年度の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の「要配慮者利用施設※3」において、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されています。

災害時における対応について、以下の取り組みを推進し、利用者の安全・安心の確保やサービス提供体制の維持に努めます。

※1 業務継続計画(BCP)：事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や、緊急時における事業継続のための方法・手段等を取り決めておく計画

※2 避難行動要支援者：自力で避難することが困難で、避難に支援が必要となる人

※3 要配慮者利用施設：高齢者など、特に防災上の配慮を要する方が利用する施設（有料老人ホームやグループホーム等の入居施設、デイサービス等の通所施設が該当）

(1) 災害時におけるサービス提供体制の継続

自然災害の発生時にも、介護を必要とする方へのサービス継続が必要であり、そのためには、事業所における平時からの備えや、災害時を想定した訓練の実施が効果的です。

2021年度の介護報酬改定を受け、市では、地域密着型サービス事業所等における自然災害時のBCP策定の指導・支援を行ってきました。

今後、各事業所におけるBCPに基づいた従事者への研修や訓練の実施状況を確認し、必要な助言を行うなど災害発生時にも介護サービスが継続できる体制の支援に努めます。

(2) 避難行動要支援者避難支援事業の推進

避難行動要支援者に対し、町内会等の避難支援者と連携し災害時の避難支援を行い、地域防災体制づくりを推進します。

また、福祉専門職と連携し、避難行動要支援者の情報把握や個別避難計画の作成を進めるとともに、避難場所や避難支援者の確認など、平時から災害に備える取り組みを推進します。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の推進

水害や土砂災害等の自然災害が発生するおそれがある際に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や、計画に基づいた訓練実施の支援に努めます。

2 感染症に対する備え

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2021年度の介護報酬改定において、介護サービス事業所における感染症発生時におけるBCPの策定や、まん延防止に対する措置など、感染症への対応力強化が図られました。

このため、市では、地域密着型サービス等の所管事業所に対して、BCP策定の指導・支援を行ってきました。

今後、感染症の拡大に備えて、以下の措置を推進していきます。

(1) 感染症への対応力強化の推進

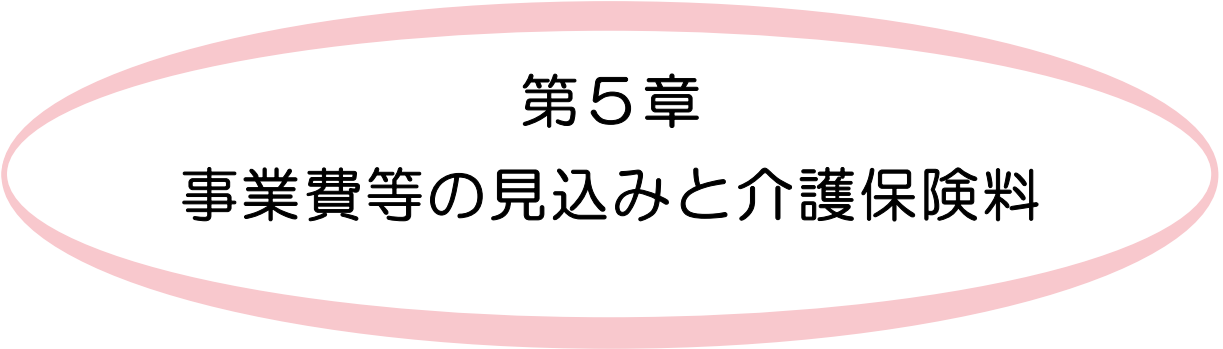
事業所で策定されたBCPに基づいた従事者への研修や訓練の実施状況を確認するとともに、未実施の事業所に対し適切な指導を行います。

また、介護サービス事業所における感染症の予防及びまん延防止のための措置についても、各事業所における従事者への研修や訓練の実施状況を確認し、未実施の事業所に対する適切な指導に努めます。

(2) 感染症への支援体制の整備

平時からの衛生管理が感染症予防に効果的であることから、地域密着型サービス事業所等に対して、衛生管理の状況の確認や指導を実施するとともに、感染症に関する情報提供に努めます。

また、介護サービス事業所において感染症が発生した際、感染拡大抑止のため、感染症対策を担う北海道や医療機関等と連携し、支援体制の構築や必要な物資の提供等の支援に努めます。



第5章

事業費等の見込みと介護保険料

第5章 事業費等の見込みと介護保険料

1 介護サービスに係る事業費と費用負担の見込み

第1号被保険者保険料は、介護保険事業の費用をまかなうため、計画期間中のサービス量の事業費や負担金等の見込みに基づき設定します。

【事業費見込額】

(千円)

区 分	2024	2025	2026	合 計
保険給付費	16,354,262	16,737,134	17,036,026	50,127,422
居宅介護サービス費	9,869,264	10,143,632	10,258,395	30,271,291
施設介護サービス費	5,207,149	5,298,672	5,465,264	15,971,085
介護予防サービス費	416,019	423,057	434,316	1,273,392
その他の給付費等	861,830	871,773	878,051	2,611,654
地域支援事業費	905,532	923,506	941,680	2,770,718
事 業 費 計	17,259,794	17,660,640	17,977,706	52,898,140

【負担金等見込額】

(千円)

区 分	2024	2025	2026	合 計
国庫支出金	3,276,997	3,352,145	3,405,256	10,034,398
国（調整交付金）	1,159,678	1,190,497	1,222,734	3,572,909
道支出金	2,464,137	2,517,679	2,564,558	7,546,374
市負担金	2,183,445	2,230,148	2,268,549	6,682,142
第2号被保険者保険料 （支払基金交付金）	4,570,993	4,672,010	4,750,124	13,993,127
諸収入	1,523	1,523	1,523	4,569
合 計	13,656,773	13,964,002	14,212,744	41,833,519

2 第9期介護保険料

第9期計画期間における介護保険料は、次の式により算出されます。

【第1号被保険者保険料基準額（年額）の算式】

保険料必要額 ÷ 補正後被保険者数 ÷ 予定保険料収納率

※ 保険料必要額は「事業費見込額－負担金等見込額－基金取崩額」で算出

※ 補正後被保険者数は、計画期間中における第1号被保険者の見込数を、所得に応じた段階に分け、各段階の負担割合を乗じて算出された人数

【保険料必要額】

事業費見込額 52,898,140千円

－ 負担金等見込額 41,833,519千円

－ 基金取崩額 1,200,000千円

保険料必要額	9,864,621千円
--------	-------------

÷

補正後被保険者数	150,154人
----------	----------

÷

予定保険料収納率	99.00%
----------	--------



本市の第1号被保険者保険料（65歳以上の方の保険料）の基準額は、

年額：66,360円

月額：5,530円

となります。

3 第1号被保険者の所得段階別保険料

第1号被保険者の保険料段階は、高所得者への負担強化による低所得者の負担軽減を図るために国が標準段階を9段階から13段階に多段階化したことを受け、市でも第8期の11段階から、第9期では14段階に多段階化し、下記のとおり所得基準及び保険料を設定します。

【第9期 第1号被保険者保険料所得段階】

所得段階	所得基準内容		保険料年額
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額(注2)が80万円以下の方		基準額×0.285 (18,912円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 所得指標となる額(注2)が	80万円を超えて 120万円以下の方	基準額×0.485 (32,184円)
第3段階		120万円を超える方	基準額×0.685 (45,456円)
第4段階	本人が市民税非課税で、 世帯に市民税課税者がいる方で、 所得指標となる額(注2)が	80万円以下の方	基準額×0.9 (59,724円)
第5段階		80万円を超える方	基準額 (66,360円)
第6段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額(注1)が	125万円未満の方	基準額×1.2 (79,632円)
第7段階		125万円以上 210万円未満の方	基準額×1.3 (86,268円)
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.5 (99,540円)
第9段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額×1.75 (116,130円)
第10段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額×1.9 (126,084円)
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額×2.1 (139,356円)
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額×2.3 (152,628円)
第13段階		720万円以上 1,000万円未満の方	基準額×2.4 (159,264円)
第14段階		1,000万円以上の方	基準額×2.5 (165,900円)

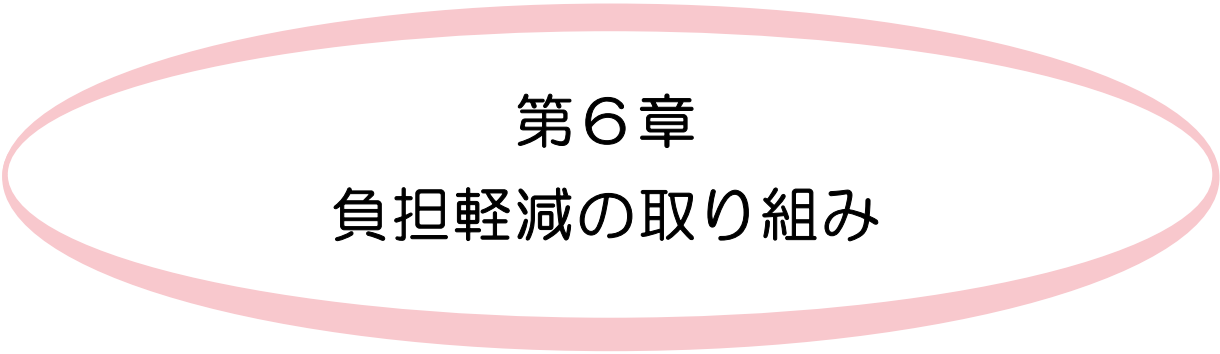
※第1段階から第3段階の保険料年額は、公費による負担軽減後の額

※(注1)合計所得金額～地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から
長・短期譲渡所得等に係る特別控除額などを控除した額

※(注2)所得指標となる額～前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等
に係る雑所得などを控除した額

4 第1号被保険者保険料の徴収猶予と減免について

保険料の納付義務者又はその世帯の生計を維持する方が、震災・風水害・火災等により住宅・家財に著しい損害を受けた時や長期間の入院等により収入が著しく減少した時、保険料の納付義務者又はその世帯の生計を維持する方の収入が事業の廃止や失業等により著しく減少した時、及び一定基準以下で恒常的に低所得世帯にあると認められる場合などには、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けることができます。



第6章

負担軽減の取り組み

第6章 負担軽減の取り組み

低所得で生計が困難である方に対し、介護保険サービスの利用者負担等を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

1 介護サービス利用料における負担軽減

(1) 利用者負担割合の変更

介護サービス及び介護予防・生活支援サービス事業（住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く）の利用者又はその世帯の生計を維持する方が、震災・風水害・火災等により住宅・家財に著しい損害を受けた時や、長期間の入院等により収入が著しく減少した時及び利用者又はその世帯の生計を維持する方の収入が事業の廃止や失業等により著しく減少した時には、申請により利用者の負担割合を変更します。

※2021～2023（見込）年度については実績なし

(2) 高額介護（介護予防）サービス費

同じ月に利用した介護サービス、介護予防・生活支援サービス事業（住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く）の1か月の自己負担合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が負担上限額を超えた時は、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給します。

なお、食費・居住費（滞在費）・日常生活費は該当しません。

また、ほかの利用者負担軽減制度を受けられる場合は、その軽減後の負担額を対象とします。

【支給件数及び決算額】

（件、千円）

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
支給件数	33,093	31,887	31,998
決 算 額	353,254	339,216	346,095

(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

同じ医療保険制度の世帯内で、1年間の医療保険と介護サービス、介護予防・生活支援サービス事業（住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く）の自己負担を合算した額が、この制度の負担限度額を超えた時は、申請により超えた分を医療保険と介護保険それぞれから支給します。

【支給件数及び決算額】 (件、千円)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
支給件数	1,851	1,816	1,816
決 算 額	51,169	50,605	50,597

(4) 社会福祉法人等利用者負担軽減

社会福祉法人等の介護サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム等）や介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス（訪問介護相当）及び通所型サービス（通所介護相当）を利用している被保険者で、その世帯が市民税非課税で、一定の基準を満たし、特に生計維持が困難と認められる場合には、申請により利用者負担を軽減します。

【軽減件数及び決算額】 (件、千円)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
軽減件数	6,003	6,561	6,429
決 算 額	30,890	36,635	38,201

(5) 民間事業所等利用者負担軽減

市民税非課税世帯で、一定の基準を満たし、特に生計維持が困難と認められた方が、市へ軽減協力の申出を行っている民間事業者が提供するサービスを利用した場合、市が独自に利用者負担を軽減します。

また、利用者負担の軽減制度について、市民によりわかりやすい周知に努めます。

第6章 負担軽減の取り組み

【軽減件数及び決算額】

(件、千円)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
軽減件数	4,136	3,870	3,941
決 算 額	12,209	11,666	13,141

(6) 特定入所者介護サービス費

介護保険施設に入所又は短期入所した場合、食費と居住費（滞在費）が自己負担となりますが、所得が一定基準以下の方については、申請により所得の段階（利用者負担段階）に応じて、食費・居住費（滞在費）それぞれについて自己負担限度額が設定され、超えた分は介護保険から施設等に支払われます。

【支給件数及び決算額】

(件、千円)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
支給件数	12,694	12,678	12,594
決 算 額	388,292	353,946	349,960

(7) 生活支援短期入所事業

居宅サービス計画上のいかなる工夫においても、なお介護サービス費の支給限度額を超えて短期入所サービスを利用する場合で、やむを得ない理由がある時は、事前申請により1年間に8日の利用を限度として、支給限度額を超える費用の保険給付相当分（7割～9割）を市が独自に支給します。

※2021～2023（見込）年度については実績なし

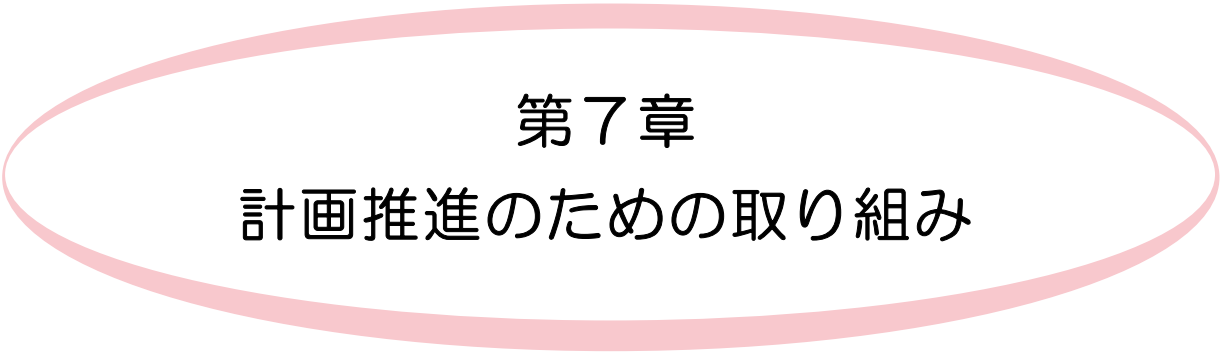
(8) 遠隔地における介護サービスの負担の軽減

阿寒湖温泉地区への訪問介護の円滑な提供を図るため、当該地区でサービスを提供する事業者に対し、市が独自に交通費の一部を助成します。

【事業者数及び決算額】

(件、千円)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
事業者数	1	1	1
決 算 額	432	432	432



第7章

計画推進のための取り組み

第7章 計画推進のための取り組み

介護保険制度を将来にわたって安定的に運営していくためには、制度に対する市民の理解が必要であることから、制度の周知等の充実に努めるとともに、市が所管する地域密着型サービス等の適切な運営を確保するための取り組みや、真に必要な給付を適切に提供するための介護給付等の適正化事業等を推進します。

1 計画の総合的な推進

(1) 市民参加と協働

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスに加え、地域の支え合いが必要不可欠です。

このため、高齢者をはじめとする市民の皆様や地域の関係団体、ボランティア団体等に地域活動への積極的な参加をいただくなど、市及び地域包括支援センターと関係機関が連携・協働して、地域生活課題を把握するとともに、解決を図るための各種施策を推進します。

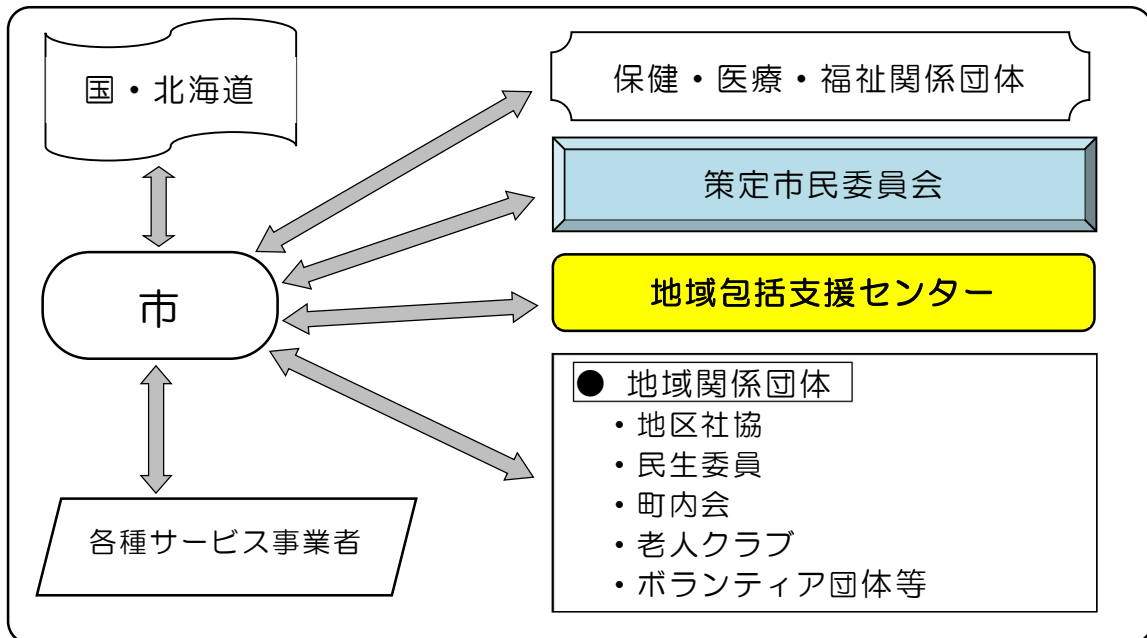
(2) 広報等の充実

支援を必要とする方が、必要な時に、速やかに利用できるよう、高齢者福祉施策や介護保険事業に関する情報を、広報紙やパンフレット、ホームページ、SNSなどを活用して広く周知するとともに、市や地域包括支援センターが、民生委員、町内会、老人クラブ、介護サービス事業者等と連携を図り、日常圏域の生活の中で必要な情報が得られる環境づくりに努めます。

また、利用方法等について、わかりやすく周知するほか、ガイドブック等による詳細な情報提供にも努めます。

(3) 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、庁内関係部局との連携はもとより、国・北海道の関係行政機関、保健・医療・福祉部門及び地域の関係団体や介護サービス事業者との連携・協力を努めます。



2 適正な制度の運営

(1) 地域密着型サービス事業者等の指定、指導・監督

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者等で構成する「釧路市地域密着型サービス等運営委員会」における議論を経て行うことにより、サービスの質の確保を図ります。

また、市が所管する介護サービス事業所の運営が健全かつ円滑に行われるよう、給付及び請求の内容などに関する指導・監督については、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本として実施し、サービスの質の向上及び保険給付費の適正化に努めます。

(2) 介護給付等の適正化事業

国及び北海道が示す「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検について実施目標を設定し、北海道国民健康保険団体連合会（国保連）等との連携

第7章 計画推進のための取り組み

を図りながら取り組みを進めます。

また、実施の効果について検証するとともに、周知に努めます。

① 要介護認定の適正化

要支援・要介護認定は給付の前提となることから、区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の内容について全件点検を行い、適切かつ公平な要支援・要介護認定の確保を図ります。

【実績と実施目標】

(件)

区 分	実績（実施率）		見込	計画（実施率）		
	2021	2022		2024	2025	2026
区分変更申請	1,760 (100%)	1,687 (100%)	1,809 (100%)	100%	100%	100%
更 新 申 請	5,691 (100%)	6,736 (100%)	4,741 (100%)	100%	100%	100%

② ケアプラン等の点検

1) ケアプラン点検

居宅介護支援事業所等が作成するケアプランを職能団体へ委託して点検を実施し、利用者が真に必要な適切なサービス提供の確保に努めます。また、介護支援専門員等を対象とした研修会を開催し、自立支援に資するケアマネジメントの実践を促進します。

2) 住宅改修の点検

利用者宅の施工前後の現地調査を実施し、利用者の状態に合った改修内容であるか、不適切又は不要な住宅改修はないかを点検します。

3) 福祉用具購入・貸与調査

訪問調査やサービス計画書等の提出を求めるなど、福祉用具の必要性や利用状況等について点検を実施し、利用者の状態に応じて必要な福祉用具の利用を推進します。

【実績と実施目標】

(件)

事業名	実績		見込	計画		
	2021	2022	2023	2024	2025	2026
ケアプラン点検	20 (20)	20 (20)	20 (20)	30	30	30
住宅改修の点検	0 (10)	10 (10)	10 (10)	10	10	10
福祉用具購入調査	0 (10)	12 (10)	12 (10)	12	12	12
福祉用具貸与調査	12 (10)	12 (10)	12 (10)	12	12	12

※()内の数値は第8期計画目標値

※2021年度の住宅改修の点検及び福祉用具購入調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問調査等が行えなかった。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

1) 医療情報との突合

入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

国民健康保険の加入者については、国保連へ業務委託し、後期高齢者医療保険加入者分については、北海道後期高齢者医療広域連合からの突合情報を基に保険者で点検を実施します。

【過誤件数と効果額】

(件、円)

	実績		見込
	2021	2022	2023
過誤件数	80	91	83
効果額	701,987	703,546	785,632

2) 縦覧点検

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、サービスの整合性等の点検を国保連へ業務委託し点検を行います。また、有効性が高いと見込まれる帳票について保険者で点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見することで適正な請求の促進を図ります。

第7章 計画推進のための取り組み

【過誤件数と効果額】

(件、円)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
過 誤 件 数	153	120	157
効 果 額	1,112,712	944,761	1,182,802

(3) 福祉・介護サービスの質の向上

① 介護従事者の資質向上

介護サービスの質の向上を図るために、要支援・要介護者の尊厳の保持と、本人の能力に応じた自立した日常生活の実現に向けた介護ができるよう、介護従事者の資質向上をさらに進める必要があることから、研修などの機会の確保に努めるとともに、介護サービス事業者の団体や専門職能団体等が実施する研修事業等について、国や北海道、各種団体の補助制度等も活用しながら、その支援に努めます。

② サービス提供事業所への指導及び評価

地域密着型サービスなど、市が所管する介護サービス事業所に対し、指導等を通じて、研修計画の立案や効果的な研修の実施を促進します。

また、利用者が事業所を適切に選択できるよう、事業者による情報提供やサービスに対する評価（自己評価・外部評価）を促進するとともに、利用者が家庭的な環境の中で安心して生活できるよう、設備の改善や防犯等への対応の強化などを求めます。

【運営指導実績】

(件)

	実 績		見 込
	2021	2022	2023
地域密着型サービス事業所	24	11	19
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	9	5	12

※6年毎の事業所指定の更新時期に実施

(4) 公正な要支援・要介護認定

介護保険制度において公正な要支援・要介護認定は重要であることから、認定調査や主治医意見書等の基礎資料、認定審査の正確性を確保するため、北海道と連携し、認定調査員や主治医、介護認定審査会委員に対する研修や情報提供に努めます。

(5) 障害福祉サービスとの適切な連携

障がい者が介護保険の被保険者の場合は、障がい福祉固有のサービスの利用など、被保険者の状態に即した適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービス等との連携に努めます。

また、障害福祉サービスを利用されている方が65歳を迎えたときに、介護サービスに円滑な移行ができるよう、釧路市障がい者福祉計画等と連携した共生型事業等の取り組みを推進します。

3 計画の進行管理等

策定に際して審議をいただいた「釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会」において、定期的に施策の進捗状況を報告し、意見をいただくなど、計画の進行管理等に努めます。

また、状況の変化により、見直しを図るべき施策・事業がないかなどについて、評価を行い、今後の施策に生かすために、PDCAサイクルを確立していきます。

参 考 資 料 編

第 1 号被保険者保険料について

第 1 号被保険者保険料は、介護保険事業の費用をまかなうため、3 か年のサービス量の見込額に基づき設定いたします。

第 9 期計画では、保険料の増加要因として

- 要支援・要介護者数の増加に伴うサービス利用量の増加
- 第 1 号被保険者数の減少
- 介護報酬の改定による給付費の増加

などがあり、これらの要因等に基づき、第 9 期計画期間の第 1 号被保険者保険料基準額を試算した場合、年額で 74,436 円、月額で 6,203 円となり、第 8 期と比べて、年額で 6,636 円、月額で 553 円の増加となります。

これを受け、市では介護給付費準備基金からの繰入金 12 億円を保険料の軽減に充てることといたしました。

この結果、第 1 号被保険者保険料の基準額は、

年額 66,360 円

月額 5,530 円

となり、当初の試算と比較すると、年額で 8,076 円、月額では 673 円の軽減が図られることになります。

また、第 8 期と比較すると、年額で 1,440 円、月額では 120 円の減少となります。

【第 1 号被保険者保険料の比較】

	第 8 期 (A)	第 9 期		試算との 比較 (C-B)	第 8 期との 比較 (C-A)
		試算 (B)	繰入後 (C)		
年 額	67,800 円	74,436 円	66,360 円	△8,076 円	△1,440 円
月 額	5,650 円	6,203 円	5,530 円	△673 円	△120 円

釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会委員名簿

	氏 名	所 属 機 関 ・ 団 体	役職等
委員長	西塔 正一	学校法人 緑ヶ岡学園 釧路短期大学	名誉教授
副委員長	杉元 重治	一般社団法人 釧路市医師会	理事
	高瀬 勝洋	社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会	事務局長
委 員	浅村 こずえ	市民公募委員	
	阿部 英之	社会医療法人 孝仁会	老人保健施設星が浦 副施設長
	石井 善樹	一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会 道東ブロック	会長
	今村 壯夫	釧路市連合町内会	副会長
	上堀 百合子	釧路地区障害老人を支える会たんぽぽの会	副会長
	岡田 実継	一般社団法人 釧路歯科医師会	会長
	小畑 敦子	釧路市民生委員児童委員協議会	副会長
	北川 仁	公益社団法人 北海道作業療法士会根釧支部	
	久保田 眞弓	公益社団法人 北海道社会福祉士会釧路地区支部	幹事
	桑原 美紀子	市民公募委員	
	今野 悦夫	北海道難病連釧路支部	支部長
	佐々木 祐美	公益社団法人 北海道看護協会釧路支部	第一副支部長
	里見 啓	一般社団法人 釧路薬剤師会	理事
	高澤 裕美子	一般社団法人 北海道介護福祉士会釧路支部	事務局長
	高橋 功成	社会福祉法人 釧路愛育協会	養護老人ホーム長生園 施設長
	土岐 勝江	釧路市ボランティア連絡協議会	事務局長
	檜 猛	釧路市老人クラブ連合会	会長
	沼口 託也	公益社団法人 北海道理学療法士会釧路支部	
	林 隆浩	釧路地区老人福祉施設協議会	会長
	二口 喜美子	釧路地区介護支援専門員連絡協議会	会長
	舟水 光男	市民公募委員	
	細川 克裕	社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会	在宅福祉課長
	山田 勝雄	釧路小多機連絡協議会	会長

(敬称略、五十音順)

釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業策定市民委員会開催状況

回	開催日	会議の議題内容等
第1回	2023年 7月7日(金)	○委員長及び副委員長選出 ○計画策定市民委員会のスケジュール ○介護保険事業、高齢者福祉事業の実施状況 ○介護サービス等ニーズ調査結果 ○介護保険制度改正の主な内容 ○第9期計画策定の主な論点
第2回	9月8日(金)	○高齢者保健福祉計画 ・生きがい事業について ・高齢者在宅福祉サービスについて ○介護保険事業計画 ・地域包括ケアシステムの推進について ・地域包括支援センターの取り組みについて ・介護サービス基盤整備等について ・利用者負担軽減制度等について
第3回	10月30日(月)	○第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書（案）について ○介護保険料について
	11月10日(金)	○意見書手交
第4回	11月22日(水)	○第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
第5回	2024年 2月8日(木)	○第9期計画（素案）に係るパブリックコメントの結果について ○第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について ○第9期介護保険料について ○市民説明会の開催について ○令和6年度予算案の概要について

※第2回、第5回は書面会議で実施

釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画説明会開催状況

開催日	開催場所
2024 年 2月14日（水）	桜花荘
	鉄北荘
	平成荘
	橋南荘
2月15日（木）	清風荘
	緑風荘
	阿寒町公民館
	布伏内コミュニティセンター
2月16日（金）	鶴風荘
	仁々志別多目的センター
	白樺ふれあい交流センター
	高齢者生きがい交流プラザ
2月19日（月）	寿荘
	星鶴荘
	徹別多目的センター
	阿寒湖まりむ館
2月20日（火）	美原荘
	望洋ふれあい交流センター
	大楽毛荘
	音別町コミュニティセンター

※2024 年 2 月 14 日から 20 日まで市内 20 か所で実施

第9期 釧路市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画策定に関する意見書

釧路市長 蝦名 大也 様

令和5年11月10日

釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画
策定市民委員会 委員長 西塔 正一

本委員会は、釧路市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画「いきいき健やか安心プラン2024～2026」の策定に向け、これまで3回にわたり会議を開催いたしました。

介護保険制度の改正に係る国の結論が先延ばしされる中でありましたが、市独自の高齢者福祉施策や介護保険事業の今後につきまして、委員の皆様より、保健・医療・福祉など様々な視点から、釧路市の現状や今後の高齢者問題の動向、課題などについて、多くのご意見・ご提言を受けたところであります。

本意見書は、委員の皆様からいただいた、これまでのご意見等を踏まえ、次期計画に対する当委員会の意見を取りまとめたものでありますので、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成にあたり、十分反映されますよう要請いたします。

1 「高齢者保健福祉計画」に関する意見

◆ 老人クラブ活動

老人クラブの参加者が減少している背景には、就労されている高齢者の方も多い現状に留意し、社会参加をする機会がない方や、コロナ禍により外出意欲が低下された方を中心として、老人クラブへの参加を促す取り組みの検討が求められる。

また、老人クラブの活動内容がわかりやすく伝わるよう周知方法を検討することが必要である。

さらには、魅力的な活動の創出といった、老人クラブへの参加意欲を向上させる工夫が求められる。

◆ 高齢者外出促進バス事業

高齢者外出促進バス事業は、高齢者の外出や社会参加を促進する効果があり、今後も継続していくことが求められる。

一方で、事業を知らない方がいることから、医療機関へのポスター配布や広報紙等によるお知らせといった従来の周知方法の他、より効果的な周知方法について検討することが必要である。

併せて、事業をより使いやすくする取り組みが望まれる。

◆ 高齢者等緊急通報システム設置事業

一人暮らしの高齢者が増加していることから、緊急時に通報できる仕組みの継続が必要である。その際の仕組みについては、時代に即した方法を構築することが求められる。

また、事業を知らない方に対する周知の強化が必要であると

ともに、サービスが必要な方が利用できているかなど、状況の把握に努めることも必要である。

◆ 家族介護用品支給事業

在宅介護においては、家族の心身や家計への負担が大きいことから、家族に対する支援のため、事業の継続は必要であり、今後、更なる負担軽減の検討が望まれる。

2 「介護保険事業計画」に関する意見

◆ 介護予防・健康づくりの推進

介護予防・健康づくりは、健康寿命の延伸に効果的であり、大変重要な取り組みである。

今後、認知症予防やフレイル予防に効果的な取り組みが求められるとともに、事業を知らない方や利用しない方が参加を希望するような周知方法を検討していくことが求められる。

◆ 地域ケア会議の推進

地域課題の把握等、解決へ向けた検討を行う地域ケア会議は大変重要である。

今後も、多くの事例の積み重ねや支援に向けた課題整理を行っていくとともに、医療機関等の多職種や住民組織等との連携を強化していくことが求められる。

◆ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進にあたって、適切な情報の共有が重要であり、現在取り組んでいる「つながり手帳」は、効果的なツールであることから、医療・介護を必要とする方や関係者等に対し、より一層の普及・啓発が求められる。

また、在宅医療の一翼を担う調剤薬局において、つながり手帳等による情報連携の活用が少ないことから、活用の促進が求められる。

◆ 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心して生活が続けられる環境を構築するため、幅広い世代に対し認知症に関する正しい知識と理解のさらなる普及啓発に取り組む必要がある。

また、認知症の早期診断・早期対応に向けた相談機関の充実を図り、適切に医療・介護に繋げる必要がある。

認知症の人やその家族等に対してのサポートは重要であり、地域での交流の場や居場所づくりを含めた、認知症の人を包括的にケアする仕組みの深化が望まれる。

◆ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者支援においては、高齢者自身が取り組むボランティア活動も大変重要であることから、介護予防サポーター養成講座等や、ボランティアと活動の場のマッチングといった支援を強化していくことが求められる。

また、生活支援や介護予防における幅広いニーズに対応するため、リハビリテーション専門職の一層の活用が求められる。

◆ 高齢者虐待防止等の取り組み

高齢者虐待への対応では、早期発見が重要であることから、住民組織を含めた関係機関との連携による情報収集や、「見守り」に係る周知の強化、虐待情報を躊躇なく相談できる体制の推進が求められる。

◆ 地域包括支援センターのあり方

地域包括支援センターは、身近な相談窓口として重要な役割を果たしており、相談件数等の増加によるさらなる体制の整備が求められている。

このことから、相談支援業務の委託や人員の補充などにより、相談窓口としての機能を維持し、より一層相談しやすい環境の整備に努める必要がある。なお、委託の際には、事業所ごとに対応の格差が生じないように丁寧な説明等により、理解に努めるとともに、個人情報保護を徹底する措置が必要である。

また、高齢者のより詳細な実態を把握するための取り組みが望まれる。

◆ 地域の実情に応じた介護サービス基盤整備

後期高齢者や85歳以上の高齢者の増加といった、高齢化の進展を踏まえた施設整備が求められる。

施設整備に際しては、認知症の方に対応する施設や、夫婦などの家族で入居できる施設の整備が求められる。

一方で、整備の計画に際しては、介護職員の不足状況に留意することが必要である。

また、物価高騰など、介護サービス事業所の運営を取り巻く状況について注視し、事業所の健全な運営に向けた対応が求められる。

◆ 介護人材の確保

介護人材確保事業を推進し、より多くの人材が確保できるよう努めることが必要である。

また、介護職の魅力の向上や処遇改善等、介護職員がやりがいを持って働ける環境の整備が重要であることから、他の自治体での取り組みも参考にしつつ、効果的な事業の構築が求められる。

なお、在宅介護サービスを利用する上で欠かせない介護支援専門員の状況把握に努め、サービスを必要とする方が利用できる体制を維持していくことが重要である。

◆ 利用者負担軽減制度

低所得者層の方の利用者負担を軽減するため、市が独自で実施している「民間等サービス利用者負担軽減」制度は継続すべきであり、今後、より一層の負担軽減を検討することが求められる。

また、軽減を受ける必要がある方が適切に利用できるよう周知していくことも必要である。

◆ 介護給付費等に要する費用の適正化の取り組み

介護給付費の適正化のため、点検方法の見直しの検討や、点検数の拡充など、適正化事業を一層推進していくことが求められる。

◆ 制度の周知について

介護が必要となった際に、介護サービスを適切に利用できるよう、介護保険制度の周知を強化することが必要である。

その際、医療系サービスの利用に係る費用が所得税控除の対象となることや、第2号被保険者もサービス利用できることなど、利用者の視点に立った周知を行うことが必要である。

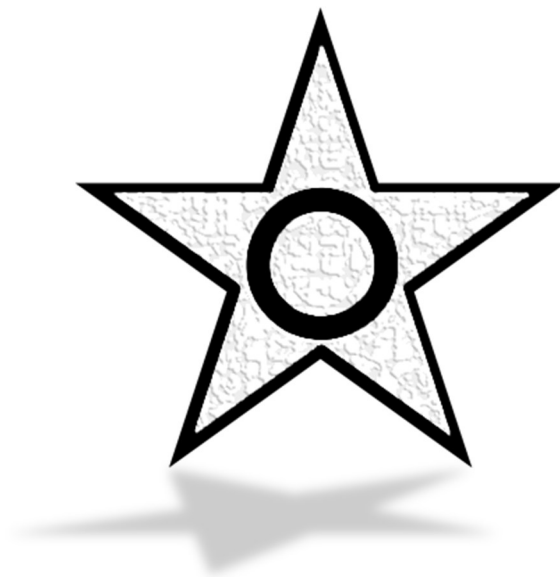
また、市で実施している様々な取り組みについて、サービスを必要とする方に適切に情報が伝わるような周知の方法を検討することが大変重要である。

◆ 元気な高齢者の活用について

福祉サービスの創設や拡充をする際には、高齢者の社会参加の機会の確保や介護予防の推進といった観点から、また、財政面の負担増や人材確保が困難という現状からも、高齢者ボランティアの活用を視野にいれた事業を構築することが望ましい。

◆ 介護保険料の負担の抑制について

低所得の高齢者が増加する中、物価高騰の影響により、経済的に困窮する世帯がさらに増えていることから、第9期計画においては、低所得者に配慮した保険料段階への見直しなど、介護保険料の負担を抑制することが必要である。



第 9 期

釧路市高齢者保健福祉計画
釧路市介護保険事業計画
(いきいき健やか安心プラン 2024~2026)

令和 6 (2024) 年 3 月発行

発 行 釧 路 市
〒085-8505 釧路市黒金町 8 丁目 2 番地
ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/>
TEL (0154) 23-5151

企画・編集 釧路市 福祉部 介護高齢課
阿寒町行政センター 保健福祉課
音別町行政センター 保健福祉課

